

平成30年度 事業計画(案)

社会福祉法人天理

事業計画書(案)	社会福祉法人 天理
----------	-----------

平成30年度・事業計画(案)――

1. 運営方針

社会福祉法人天理は明治43年4月1日天理養徳院開設に当たり初代真柱中山眞之亮様がお詠み下さった「人の子も我子もおなしこゝろもて おふしたてゝよ このみちの人」を運営の基本理念としております。又、活動目標としては「朝起き、正直、働き」を掲げ、その実践に取り組みを行っているところです。

平成17年に天理養徳院、センターてんり、なごみの運営が宗教法人天理教から本法人に移管されてから、より一層の充実をはかるため、新たに天理教三重互助園、めばえ横浜保育園の運営を受け入れました。また、平成26年度より地域の子育て拠点として、さざんかホームを開設しました。これらの関連事業の特性を活かしつつ施設間の連携を行ない、更には職員の専門知識の取得、信條教育の徹底につとめることによって、基本理念の実践を目指したいと考えています。

2. 事業内容

(1) 第一種社会福祉事業

(イ)児童養護施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ)児童家庭支援センターの経営

(ロ)子育て短期支援事業の経営

(ハ)障害福祉サービス事業の経営

(ニ)保育所の経営

(ホ)一時預かり事業の経営

(ヘ)障害児通所支援事業の経営

(ト)小規模住居型児童養育事業

3. 役員会・評議員会開催予定

月	会議	内 容
5	理事会	平成 29 年度事業報告、決算審議
6	評議員会	平成 30 年度定時評議員会
11	理事会	平成 31 年度事業活動計画案・予算案審議
2	理事会	平成 30 年度補正予算審議

4. 役員・評議員名簿

役名	氏名		
理事長	岩谷富太郎	理事	鹿尾辰文
理事	板倉知幸	〃	高見宇造
〃	土佐英代	〃	久保悟
理事(6)			

(任期 平成 29 年 6 月 24 日～平成 31 年定時評議員会終結の時まで)

役名	氏名		
監事	渡邊一城		
〃	喜多直記	監事(2)	

(任期 平成 29 年 6 月 24 日～平成 31 年定時評議員会終結の時まで)

役名	氏名		
評議員	八木三郎	評議員	今村陽治
〃	寺田和佳子	〃	石前修
〃	中西一喜	〃	福井美行
〃	佐々木孝幸	評議員(7)	

(任期 平成 29 年 4 月 1 日～平成 33 年定時評議員会終結の時まで)

平成30年度 事業計画 (案)

児童養護施設

天理養徳院

平成30年度・事業計画(案)

はじめに

この事業計画は、児童養護施設天理養徳院（本体施設、分院：グループホーム三昧田、F H：ファミリーホームさざんかホーム）における内容について記載している。

1. 運営理念

児童養護施設 天理養徳院（以下「当院」）は、天理教の教えに基づき、社会的養護を必要とする児童に対し、安心と信頼をもった生活環境の中で、保護者に代わって養育し、心身ともに健全な社会人として自立した生活を送ることができるように支援し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う事を目的とする。目的遂行の為、以下の基本理念、基本信条に沿い、全国児童養護施設協議会倫理綱領を遵守し、児童養護の実践を行うものとする。

(1) 基本理念

「人の子も我子もおなしこゝろもて おふしたてゝよ このみちの人」

この言葉（和歌）は、当院開設にあたり、天理教初代真柱 中山眞之亮様より、当時の職員へ向けて詠まれたものである。その意味は「人の子も、わが子もおなじ心をもつて、へだてなく教え育ててほしい。この道を歩む人々よ。」と解することができる。

(2) 基本信条

子ども達が実践し、職員が指導する上での、最も基本的な活動目標が、「朝起き、正直、働き」という三つの基本信条である。

朝起き	○早寝・早起きの出来る、元気でけじめのある子になります。 ◇職員は、日課を正し、安定した暮らしを提供しましょう。
正 直	○素直な心で、自分のすべきことができる子になります。 ◇職員は、自分の言動に責任を持ちましょう。
働 き	○まわりの人と仲良くなすけ合える子になります。 ◇職員は、チームで協力し、たすけ合う姿を子どもに見せましょう。

2. 基本方針

当院の運営理念に基づき、児童を無差別平等に接し、児童の権利を尊重した養育を行うとともに、児童一人ひとりが日常生活の中で、自立心・責任感・協調性を養えるよう、家庭的で小規模な生活単位において、身近な養育者である職員が起居を共にし、安心・安全の生活を提供する。

また、明治43年より続く永年の児童養護実践を生かし、子育ての専門性を地域に発信する、子育て支援の拠点としての役割を担うとともに、地域と協働し、子ども達が夢と希望を持って地域生活を実現できるよう支援する。

第1章 事業計画重点項目

1. 小規模で家庭的な生活

平成29年度施行の児童福祉法改正に伴い、養育の形態が見直され、「家庭」における養育形態が最優先という国の指針を受け、当院は昭和5年より継続して実施している小舎制、担当住み込み制を引き続き継続し、施設でありながら、家庭的な養育環境を児童に提供する。

特に、平成27年度より実施している各ホーム単位での食事作りを継続して実施し、食育の推進、質の向上を目指すとともに、児童に対する学習支援の充実を図り、児童の自立を支援する。

また、環境面においても、児童の生活空間の快適化・機能化を図り、家庭的な養育環境の提供に努める。

2. 専門的なアプローチ

新しい社会的養育ビジョンに基づき、幼児期の入所が停止し、入所期間の短縮化が検討されており、児童養護施設に対してはより専門的な機能が求められる。加えて、発達課題のある児童や、不適切な養育環境に起因する愛着障害の状態にある児童、学習習慣や日常生活で習得されうる一般常識が拙い児童も増加傾向にある。

これらの状況に鑑み、専門職集団という特徴を活かし、社会スキルトレーニングの実施、心理的アプローチ、個別プログラム、学習支援プログラムなど、担当者を立てて、より専門的な支援を実施する。

3. 地域支援・里親支援

児童相談所からの一時保護委託や、県内各市町村からの子育て短期支援事業利用のニーズが高まっており、永年の児童養育実践で培ったノウハウと設備を活用し、一時的な児童預かり機能に特化した体制の創設に取り組む。

また、附置施設である児童家庭支援センターてんりと連携し、地域の子育て支援に努めるとともに、平成29年度より奈良県知事から指定を受けた「里親支援機関」として、より一層、里親支援の充実に努める。(※子育て支援、里親支援の詳細は、児童家庭支援センターてんりの事業計画に記載。)

4. 人材確保・人材育成

人材の確保が難しい状況に鑑み、実習や施設見学を積極的に受け入れ、さらに独自のホームページを随時更新し、児童を取り巻く状況や、施設の取り組みに関する情報の発信に努める。

人材育成においては、勤める職員の育成の為、全国児童養護施設協議会作成の「児童養護施設の研修体系一人材育成のための指針」に基づき、積極的に研修に実施・参加し、職員のスキルアップを目指す。また、厚生労働省による「民間の児童養護施設職員等の処遇改善について」の通知に基づき、職員の処遇改善にも努め、勤める職員が将来ビジョンを描ける施設運営を目指す。

加えて、天理教保育士育成委員会と連携し、保育士を志す学生の育成に努める。

第2章 施設の概要及び人員の推移

1. 施設の概要

- (1) 創 設：明治43年4月1日
- (2) 運営主体：社会福祉法人 天理
- (3) 理事長：岩谷 富太郎
- (4) 名 称：児童養護施設 天理養徳院
- (5) 施設長：久保 悟
- (6) 所在地：奈良県天理市別所町715番地3 ※分院・FHは下記に記載。
- (7) 児童定員：77名 ※詳細は下記に記載。
- (8) 設備等：

①本体（平成4年4月より）…奈良県天理市別所町715番地3

- ・敷地面積：11,945.65 m² ・建物面積：5,836.52 m²
- ・ホーム数：8ホーム ・児童定員：60名（暫定定員50名）
- ・主な設備：鉄筋コンクリート2階建5棟

児童棟	キッチン、リビング、ダイニング、浴室、トイレ、子ども部屋、職員住み込み部屋、倉庫、外部トイレ
炊事場棟	炊事場、食品倉庫、遙拝室、散髪室、トイレ、職員談話室、タイムアウトルーム
事務所棟	院長室、応接室、相談室、図書室、食堂、医務室、静養室、倉庫、資料室、トイレ
研修棟	地域交流室、研修室、講堂、プレイルーム、親子宿泊室、倉庫、併設施設事務所他

②分院（平成6年4月設置）…奈良県天理市三昧田町341番地3

- ・敷地面積：1,220.94 m² ・建物面積：408.32 m²
- ・ホーム数：2ホーム ・児童定員：12名
- ・主な設備：鉄筋コンクリート1階建2棟、木造1階建1棟

児童棟	キッチン、リビング、ダイニング、浴室、トイレ、子ども部屋、職員住み込み部屋、遙拝室
事務所棟	事務所、居室、キッチン、食堂、浴室、トイレ
その他	カーポート、倉庫、ユニットハウス

③FH（平成26年6月開設）…奈良県天理市西長柄町376番地1

- ・敷地面積：212.42 m² ・建物面積：110.29 m²
- ・ホーム数：1ホーム ・児童定員：5名
- ・主な設備：鉄筋コンクリート2階建1棟

児童棟	キッチン、リビング、ダイニング、浴室、トイレ、子ども部屋、職員住み込み部屋
その他	カーポート、倉庫

（9）嘱託病院：天理よろづ相談所病院

（10）実施事業：小規模グループケア事業6か所、地域小規模児童養護施設2か所、小規模住居型児童養育事業1か所、子育て短期支援事業、里親支援事業

(11) H P : <http://tenriyoutokuin.com/>

(12) 附置施設：児童家庭支援センターてんり、指定障害福祉サービス事業所なごみ

2. 児童の受け入れ（※全て分院・FHの数値を含む）

(1) 入所児童月間平均予想

①本体 40～45名

②分院 12名

③FH 4～5名

合計 56～62名

(2) 一時保護児童月間平均予想

1～1.5名（12～18ケース）

※県内2か所の児童相談所（奈良県中央・高田こども家庭相談センター）合計。

(3) 子育て短期支援事業

①事業内容：ショートステイ、トワイライトステイ

②契約市町村数：14市町村

○奈良市	○大和高田市	○大和郡山市	○天理市	○橿原市	○桜井市	○香芝市
○葛城市	○川西町	○三宅町	○田原本町	○明日香村	○広陵町	○大淀町

3. 職員の推移（※全て分院・FHの数値を含む）

(1) 職員数 ※平成30年度当初予定

○施設長	1名	○家庭支援専門相談員	2名	※〃
○事務長	1名	○心理相談員	1名	
○主任	1名	○看護師	1名	
○主任保育士	1名	○里親支援専門相談員	1名	
○児童指導員	5名	○自立支援担当職員	1名	※兼任
○保育士	25名	○事務員	2名	
○栄養士	2名	○家事支援員	5名	
○調理員	4名	○嘱託医	1名	
○基幹的職員	1名	○天理高校Ⅱ部学生	2名	
○個別対応職員	1名	○職員数合計	53名	

(2) 主な資格

○保育士	○社会福祉士	○教員免許	○栄養士	○調理師	○看護師
------	--------	-------	------	------	------

○臨床心理士	○精神保健福祉士	○社会福祉主事	○社会福祉会計簿記
--------	----------	---------	-----------

第3章 事業計画

1. 会議

(1) 職員会議

毎月、月初めに全体会議である職員会議を実施する(8月は除く)。会議の前半部分では、児童の特記事項(入退所やアフターケアなどの全体周知事項)の確認、食育、健康管理、心理療法などそれぞれの専門職員からの報告、施設内の各係(余暇活動、学習支援、地域支援など)の報告、行事や研修等の確認を行う。後半部分では、前月に実施または参加した研修の報告会を行う。

(2) 養育・支援会議

毎月第2水曜日に、児童の養育・支援に関する検討会議を実施する(4・8・1月は除く)。会議の前半部分では、ホームにおいて対応困難なケースを挙げ、全職員におけるケース検討会議を行う。後半部分では、それぞれのホームごとに分かれ、そのホームの児童における前月からの特記事項を確認する。また、必要に応じて、心理相談員、看護師、その他の専門職も参加する。その他、年2回程度、施設内職員研修の機会とする。

(3) 各部署責任者による連絡会(事務連絡会・給食会議)

毎月末に、院長及び各部署責任者全員で連絡会を実施する。内容としては、全体会議である職員会議の議題確認、各ホームの児童特記、食育の推進に関する案件(給食会議)、その他施設全体や職員・児童に関する重要案件について確認を行う。

(4) ケースカンファレンス

入所児童の状況に応じて、適宜関係機関(児童相談所、学校等)と連携し、カンファレンスを開催・参加する。

また、心理療法対象児童については、年3回、心理療法にかかるカンファレンスを、主任を中心に実施する。このカンファレンスには、心理相談員、各児童の担当職員が参加し、心理療法の導入目的及び支援方針を確認する。

2. 生活支援

運営理念に基づき、安心・安全の生活を子どもに保障し、規則正しい日課を提供するとともに、児童・職員全員が帰属感を持ち、児童が主体的により良い生活を実現できるよう、小規模なホーム運営を行う。

時 間	日課の内容
	職員起床・朝食準備
6:00	児童起床・洗面・着替え
6:30	朝づとめ
7:00	朝食・朝食片づけ
7:15	登校
8:00	登園
	自由時間(休日)
12:00	昼食・昼食片付け(休日)

時 間	日課の内容
14:00	降園・下校(低学年)
14:30	帰院・宿題
15:30	下校(高学年)
	宿題・自由時間
17:30	門限・夕づとめ
	夕食・夕食片付け
	入浴
21:00	就寝(年齢に合わせて)

※ホーム毎に、児童の年齢や活動に合わせて、適宜柔軟な流れを取る。

(1) ホーム運営

①本体・養育実践

ホーム名	ひのき・くすのき・もみじ・いちょう・もみのき・けやき 計6ホーム
児童定員	1ホーム6~7名
児童構成	小学生以上の男女混合縦割り制
実施事業	全ホーム、小規模グループケア事業を実施

②本体・多機能ホーム実践

ホーム名	うめ・さくら 計2ホーム
児童定員	2ホームで10名(※2ホームで1つの中舎的形態)
児童構成	幼児
実施事業	子育て短期支援事業、一時保護委託事業、里親支援事業を実施

③分院・グループホーム養育実践

ホーム名	まつ・すぎ 計2ホーム
児童定員	1ホーム6名
児童構成	中学生以上の男子児童
実施事業	2ホーム共に地域小規模児童養護施設を実施

④F H・ファミリーホーム養育実践

ホーム名	さざんか 計1ホーム
児童定員	5名
児童構成	幼児以上縦割りの女子児童
実施事業	小規模住居型児童養育事業を実施

⑤ホーム単位の会計

ホーム単位で柔軟な日常生活を送ることができるよう、それぞれのホームに「ホーム費」を支給し、下記の科目毎に予算を決め、管理者・担当者を定めて、適切に使用する。

- | | | |
|-------------------------------|--------|---------------|
| ○給食費(食事代・外食代) | ○保健衛生費 | ○被服費 |
| ○教養娛樂費(娯楽代・誕生日プレゼント代・地域サークル代) | | |
| ○日用品費(日用品代・靴代) | ○器具備品費 | ○教育費(幼・小・中・高) |
| ○事務消耗品費 | ○会議費 | ○他の雑費 |

(2) 食生活

食事は生きる上で最も重要な要素の一つであり、食事を通して安心・安全な生活を児童に提供するとともに、文化やマナーなど、適切な知識を教え、児童の自立につなげる。

①安心・安全な「食」の提供

専任の栄養士の指導の下、日々の献立を作成し、健全な身体づくりを栄養面からサポートする。また、それぞれのホームにおいては、児童と職員とが共に食卓を囲み、食事の時間を楽しく豊かな雰囲気の中で過ごせるように配慮する。

②文化やマナー

食事作りや食材を子どもたちに見せる中で、子ども達の自立を促すと共に、旬の食材や季節のメニューを通して、文化やマナーを学べるように配慮する。

季節や行事の際の特別メニュー

- ・開設記念日・教祖誕生祭・入学お祝い・子どもの日・GW・七夕・土用丑の日
- ・流しそうめん・夏休み・十五夜・秋の味覚・御靈祭・秋季大祭・秋の味覚・BBQ
- ・年越しそば・餅つき・お節会・七草粥・冬至・春季大祭・節分・感謝祭
- ・ひな祭り・春分の日・卒業祝い

③ホーム内調理の継続と質の向上

- ・階層別の食育に関する会議を月1回開催し、ホーム内調理の課題や展望を検討する。
- ・専任の栄養士と直接支援職員とで献立内容の相談ができる体制を整える。
- ・調理スキルの向上の為、職員向けの料理勉強会を実施する。

(3) 衣生活

常に清潔で、場に適した衣服を選択・着用できるよう支援する。

- ・児童の年齢に合わせて予算を設定し、被服の購入を行う。

(4) 住環境

綺麗で安全な設備を維持し、児童一人ひとりの安心できる環境を提供する。

- ・小規模な(6~7名の)生活単位を基本とする。
- ・それぞれの単位には、生活に必要な設備をすべて整える。
- ・環境美化に努める。
- ・ホーム毎に、居室や所持品など、個人所有の物やスペースを確保する。

(5) 衛生関係

衛生管理マニュアルに基づき、衛生管理を徹底すると共に、下記の内容を実施する。

- ①栄養士による衛生指導巡視を毎月実施。
- ②日常の調理において、健康調査表、検食簿、衛生管理点検表を記入。
- ③年1回の衛生管理研修会を実施。

(6) 医療関係

医療的ケア担当職員として、看護師を常勤配置し、嘱託病院の医師の助言の下、児童の健康管理に努め、医療的ケアが必要と考えられる児童においては、そのケア並びに担当職員への助言指導を実施する。

①医療的ケアが必要な児童の主な疾患

- ・I型糖尿病・気管支喘息・てんかん・アレルギー性疾患

②嘱託病院及び嘱託病院との連携

- ・天理よろづ相談所病院

- ・入所時健康診断の実施。(随時)
- ・児童定期健康診断の実施。(年2回)
- ・救急医療体制の連携強化、及び、嘱託医による助言指導。(随時) 等

③嘱託病院以外の主な受診先

- ・小児科(専門内科)・内科・歯科・眼科・耳鼻科・整形外科
- ・接骨院・リハビリ科・皮膚科・精神科・外科等

④主な予防接種の内容

- ・インフルエンザ
- ・DT
- ・MR
- ・日本脳炎 等

※予防接種は親権者の同意の下、実施。

⑤入所児童の入院について

- ・入院が必要な児童がいる場合は、親権者の同意の下、必要な措置を取る。

⑥医薬品管理

- ・医療的ケア担当職員である看護師を中心に、各ホームの常備薬を管理する。
- ・各ホームに常備する医薬品、医薬備品は以下の通り。

- ・内服薬…総合感冒薬、解熱鎮痛剤、胃腸薬、酔い止め（15才以上＆未満）、便秘薬
- ・外服薬…消毒液、シップ薬、ムヒ、オロナイン、コロスキン、うがい薬
- ・備 品…絆創膏、サージカルテープ、包帯、ガーゼ、綿棒、爪切り、体温計、マスク、耳かき、ピンセット、冷えピタ、テーピング

※上記以外に、スミスリンシャンプー、ムヒ@EX、タクトホワイトなどを、看護師管理で別室にて保管。

（7）心理療法

心理療法担当職員として、臨床心理士を常勤配置し、児童相談所の助言の下、心理療法が必要と思われる児童の心理療法並びに担当職員へのコンサルテーションを実施する。

①プレイルームは、大（30m²）、小（15m²）の2か所を、児童の状況に応じて使用。

②実施する主な心理療法並びにコンサルテーションは以下の通り。

- ・心理療法
- ・心理検査
- ・生活場面面接
- ・施設職員等への助言及び指導
- ・援助方針会議への出席
- ・その他

心理療法（プレイセラピー）の時間と空間は、誰からも干渉されることのないものとして事前に対象児童に伝え、取り組みを行う。

（8）リービングケア

児童一人ひとりに、入所時のアセスメントを実施し、アセスメントに基づいた支援を実施する。また、年度初めには、自立支援計画を策定し、長期及び短期目標を立て、支援を行う。

○奈良県児童養護施設協議会 自立生活支援研修会（森田記念福祉財団助成事業）参加

○奈良県児童福祉施設連盟 調理実習参加

○NPO 法人おかえり SST 研修参加

（9）アフターケア

陽陸会の事務局運営を行い、施設退所児童の動向把握、名簿作成、陽陸会総会の開催、継続性のある支援を実施する。特に措置停止児童には、積極的に家庭訪問を実施する。

①アフターケア窓口の設置及びアフターケア記録の活用

②陽陸会活動…総会開催、会報発行、入所児童への激励、退所児童の名簿整理

3. 余暇活動

(1) 行事

月	①施設内	②招待	③教会本部・地域
4	創立記念行事 お花見 交流会(山の辺小学校)	農せんと きのこ狩り	教祖誕生祭参拝 全教一斉ひのきしんデー
5	月例行事 端午の節句 GW ホームレク	あいよ夢ジュニアキャンプ春	子ども会新歓バス旅行 わんぱく相撲
6	月例行事 体育祭 ふれあい防災イベント(法人)	NPO 法人おかえり芋掘り	近養スポーツ大会県予選 奈児連調理実習
7	月例行事 七夕飾り	プール招待 プロ野球観戦	奈児連臨海訓練 こどもおぢばがえり団参
8	月例行事 海水浴 交流会(山幼・山小・北中)	プロ野球観戦 農せんと 淡路島キャンプ NPO 法人おかえり流し素麺	学生修養会高校の部 奈良教区夏季成人塾 奈児連球技大会
9	月例行事 ふれあい広場(法人) 秋季御靈祭 お月見	奈良クラブサッカー観戦	
10	月例行事	宮内財団ファンフェスタ 農せんと 稲刈り	秋季大祭参拝 別所町子ども会秋祭り 山の辺校区大運動会
11	月例行事	NPO 法人おかえり芋掘り 日産労連観劇	奈児連調理実習 天理市落ち葉かき
12	月例行事 正月飾り 餅つき大会 年末お礼参拝	森田記念福祉財団 USJ 山田農園ミカン狩り 彩華ラーメン	奈良教区冬季成人塾 奈良マラソン応援 子ども会映画を見る会 子ども会クリスマス会
1	元旦祭 月例行事	劇団カツバ座観劇 あいよ夢ジュニアキャンプ冬	教会本部元旦祭参拝 お節会 春季大祭参拝 奈児連調理実習 アートコミュニケーション
2	月例行事 節分 感謝祭	JCI フラワー アレンジメント	子ども会 6年生を送る会
3	月例行事 桃の節句 卒業祝賀会(中学校・高校)	駅前チャリティイベント 冒險の森 奈良バンビシャス観戦	春の学生おぢばがえり

※②招待行事については、過去の実施行事に基づいて記載。

(2) サークル活動等

①鼓笛活動

…天理教少年会活動、また情操教育の一環として、「鼓笛隊」の活動を実施する。本活動では、集団での練習を通して、個性を伸ばしながら、コミュニケーション能力の向上を図ることが目的の一つである。夏の子どもおぢばがえりや、施設内外で開催される様々なイベントにも、積極的に出演する。練習曲は、社会福祉法人天理のテーマソング「未来（あした）に向かって」及びテーマソング。

- ・参加予定：子どもおぢばがえり鼓笛オンパレード、天理駅前復興支援イベント
社会福祉法人天理ふれあい広場ステージ出演

②野球活動

…野球活動を通して、仲間を思いやる心を育み、礼儀、礼節を学び、心身の鍛錬を図る。
・参加予定：近畿児童養護施設協議会会長杯野球大会及び奈良県予選

③フットサル活動

…フットサル活動(期間限定)では、夏休みに実施される大会に向けて、小学生児童を対象にフットサルの練習を実施する。

- ・参加予定：近畿児童養護施設協議会主催フットサル大会及び県予選

(3) その他余暇活動

- 校区スローアイニングbingo大会
- 天理市集まれ幼稚園
- 大和郡山市金魚すくい選手権
- 天理駅周辺イルミネーション

4. 学習活動

担当者を整備し、児童の発達に合わせた学習・進路指導ができるよう、また、児童が「最善の利益」にかなった進路の自己決定が出来るよう、保護者、学校、子ども家庭相談センターとも十分に連携を図り、支援する。

(1) 院内新聞

- 毎月発行（年間全12号発行）
…内容は、各月毎の院内行事、地域行事、学校行事に参加した児童、職員の様子や誕生日コメント、投稿作品、ベルマーク募集コーナーなど。

(2) 学習指導及び進路

- 学力向上の為、以下の活動を実施
 - ・漢字検定試験対策テキスト募集案内配布
 - ・辞書引き活動推進。※入所時に国語辞典1冊支給
 - ・計算プリント（55級～A5級）、漢字プリント（1年～6年）の常設（図書室内）
 - ・学習ボランティア（小学生向け・中学生向け）※天理大学生によるボランティア

(3) 児童図書

当院専用の図書室を完備し、児童の育成につなげる。また、必要に応じて新規図書を購入するとともに、蔵書点検を学期に一回実施する。

(4) 性教育

児童が日常生活の中で、性や身体に関する疑問や悩みに対して、正しい知識を得ることができるように支援するとともに、看護師を性教育担当の職員と位置づけ、児童や児童のケアを行う職員のせいに関する相談に対応する。

○児童への性教育

…性教育関連図書の購入を実施した。また、こども家庭相談センターと連携し、必要な児童については、通所指導を実施した。なお、今年度の該当児童は2名であった。

○性教育に関する職員研修

…施設内研修の実施や、全国性教育セミナー、思春期保健セミナー、性教育研究会学術大会など性教育関連研修にも積極的に参加し、職員の意識向上に努める。

5. 権利擁護

天理教の教えに基づき、児童を無差別平等に接し、児童一人ひとりの権利を尊重し、養育を行う。さらには、社会福祉法人天理就業規則・苦情解決委員会規定・個人情報保護規定、天理養徳院運営規定に基づき、入所児童等及び保護者等に関する権利擁護に努める。

(1) 児童の権利について

①権利擁護に関する職員向け資料の作成・配布

…当院独自の職員向け資料「権利擁護の取り組み～被措置児童等虐待対応マニュアル」を作成し、全職員に配布する。

②権利擁護に関する職員研修等の実施

…新任職員研修に「権利擁護」に関する時間を設け、採用最初期の段階より権利擁護について確認できるように努める。また、職員会議や職員朝礼で、施設長自ら権利擁護に関しての訓話を実施する。

③権利ノートの配布

…新たに入所した児童は、奈良県子ども家庭課発行の「権利ノート」が配布される。

④客観性のある職員の介入

…ホームの密室化を防ぐ為、各ホームの取り組みを客観的に確認する職員を配置する。

(2) 個人情報保護

①個人情報媒体の徹底管理

…児童や保護者に関する重要書類を、施錠可能な所定場所（資料室）で一括管理する。

②児童管理システムの活用

…児童の情報はPC入出力を行い、入出力や閲覧権限の管理も行う。

③記録等に関する規定等の整備

…記録に関するマニュアルや記録の管理規定、写真管理マニュアルの作成に努める。

④写真の保護者同意掲載の徹底（院内掲示物除く）

…県や市の広報に掲載される場合などは、特に留意し、保護者の意向を常に確認する。

(3) プライバシー保護

入所児童が「知られたくない」と思うような情報を、本人の同意なく無断で使用や閲覧、収集することのないように努める。とりわけ、児童の部屋においては、学習机や押し入れなど、個人スペースの確保に努め、入浴や排せつ時に職員の介助が必要な場合も、他児の目に触れないように配慮する。

(4) 苦情解決

①苦情解決委員会

…社会福祉法人天理として、社会福祉法第 82 条の規定により、苦情解決委員会を設置し、利用者からの苦情・提言に適切に対応する体制を整え、苦情・提言の解決に努める。

②苦情解決に関する啓発活動

…掲示板を活用し、苦情解決委員会の設置に関する掲示を行う。また、社会福祉法人天理のホームページ内に、意見・提言の受付に関する情報を記載する。

(5) 児童の意向の尊重

①児童自治会

…施設全体に関することで、児童からの要望がある場合は、児童自治会を開催する。

②ホームミーティングの実施

…週 1 回児童・職員参加型のミーティングを実施し、生活上の様々な確認や相談を行う。

③意見箱の設置

…意見箱を設置し、児童の意見表明の機会を確保する。意見箱に投函された意見は、直接院長が確認し、児童の希望に沿って適切に対処する。

④ポスター掲示

…院内ルールや権利擁護啓発に関するポスターを施設内各所に掲示する。

(6) 被措置児童等虐待対応

被措置児童等虐待は、決して起きてはならないものと徹底し、どのような行為や状況が被措置児童等虐待に当たるのかを常に確認する。また、万が一起きた際は懲戒の対象であることを職員に周知する。

6. 涉外関係

(1) 行政関係

措置費の申請事務や職員配置の確認業務については県庁（奈良県子ども家庭課）、児童の入退所や措置変更、一時保護委託等については児童相談所（奈良県中央・高田こども家庭相談センター）、ショートステイやトワイライトステイについては各市町村の児童福祉課など、行政関係への窓口となる職員を特定し、円滑な連携に努める。

(2) 学校関係

行政関係と同様、学校への窓口となる職員を特定し、円滑な連携に努める。その他の連携については、以下に記載する。

①学校との連絡会の実施

…入所児童の内、在籍の多い山の辺小学校、天理市立北中学校について、毎月 1 回、双方の幹部職員同士（学校：校長・教頭・人権推進教諭、施設：院長・主任・各ホーム責任者）と連絡会を実施し、教育現場と生活現場との情報共有に努める。

②学校との交流会の実施

…在籍児童の多い学校等と交流会を実施する。

③各学校 PTA 役員へ職員派遣

…愛護会、PTA、育友会など、各学校の保護者会活動に積極的に参加する。

(3) 施設関係

①奈良県児童養護施設協議会への参加

…月に1回実施される上記協議会の代表者会議や権利擁護を考える会に参加する。

②奈良県児童福祉施設連盟への参加

…上記連盟の各部会に職員派遣するとともに、各種研修（新任研修等）や行事（臨海訓練、アートコミュニケーション、球技大会、調理実習等）に参加する。

(4) 地域貢献活動

①各校区内部会への参加

…天理市や学校区の部会役員（天理市スポーツ推進委員会、別所町子ども会、別所町体育委員、西長柄町消防団、学校・地域パートナーシップ、近畿ファミリーホーム協議会等）に職員を派遣し、また、行事（子ども会各種イベント等）等にも参加する。

②地域公益的取り組みの参加

…社会福祉法人天理が主催する地域公益的取り組み（ふれあい広場、ふれあい防災イベント等）に積極的に参加する。

(5) 実習受入

後進育成を目的に、保育士、社会福祉士、看護師、公認心理師といった資格取得の為の実習や、インターンシップなどの実習を受け入れる。

(6) ボランティア受け入れ

入所児童の自立支援や地域との交流を目的に、様々なボランティアを受け入れる。

- ・絵本読み聞かせ
- ・理美容（散髪）
- ・学習指導
- ・その他

(7) 観察・見学受け入れ

施設の取り組みや児童を取り巻く状況の啓発を目的に、施設見学を積極的に受け入れる。

(8) 講師派遣

地域貢献及び施設の啓発を目的に、施設職員を積極的に講師として派遣する。

(9) 里親支援

当院は、平成25年度より里親支援専門相談員を配置しているが、平成29年度から、奈良県知事より「里親支援機関」の指定を受けている。平成30年度においては、児童家庭支援センターてんりと連携し、より一層の里親支援事業の充実を図る。

※詳細については、児童家庭支援センターてんりの事業計画に記載。

(10) 保護者への支援の充実

①施設として一貫した保護者対応の実施

…家庭支援専門相談員を中心に、保護者対応マニュアルを整備する。

②施設の取り組みの丁寧な説明

…保護者説明資料として「入所のしおり」を配布する。「入所のしおり」は適宜、見直す。

③家庭復帰後のケア体制の整備

…児童家庭支援センターと連携し、家庭復帰後のケア体制を整える。

7. 設備関係

(1) 防犯・防災

①防災訓練の実施

…毎月1回、火災を想定した避難誘導及び通報、初期消火の訓練（消火器の設置及び位置・使用方法の確認）を実施する。また、6月と12月には上記に加えて、実際に天理教教会本部消防掛の隊員に講師として招き、訓練用の消火器を使用して、実際に火を消す訓練を行う訓練を実施する。さらに、地震や風水害など、様々な場面を想定した訓練（ナラ・シェイクアウトの参加、保存食の備蓄定期点検）を実施する。

②防犯対策

…防犯用『さすまた』を常設する。また、敷地内の防犯カメラを活用し、防犯対策に努める。さらに、毎日19:30に正門を施錠するとともに、夜間22:00以降は管理宿直者による巡視を実施する。

(2) 車両・軽車両

①軽車両について

…軽車両に関する法律やマナーを、児童でも分かるようにポスターなどを使用し、掲示する。また、年度初めに、通学軽車両を使用する中高生を対象に、勉強会を実施する。加えて、児童用や公用の自転車を新規購入し、使用するとともに、毎月2回、ブレーキやランプ、タイヤの摩耗などの点検を実施する。

②公用車両について

…天理教教会本部が開催する交通安全講習に、新任職員や公用車両で接触等のある職員については参加を徹底する。また、職員の全体会議でも研修の場を設け、映像を使って交通安全意識向上に努める。公用車両の管理としては、点検及び洗車を毎月1回実施する。さらに、公用車両の劣化等については、適宜修繕を行う。

(3) 環境整備

①環境美化

…施設内の環境美化を日常的に努めるとともに、毎月木曜日と日曜日に施設内外の清掃活動を実施する。

②保守点検

…消防設備（スプリンクラー、消火器、煙センサー等）や放送設備（通常放送、非常放送）、その他（電気・ガス・水道等）の点検を随時実施する。また、遊具の点検を行う。

③各倉庫管理者配置

…施設内各所に倉庫があり、防災や防犯及び児童間のいじめ防止の観点から、管理者を配置し、管理を行う。

(4) 改修・修繕

①児童居室の快適化

…平成4年より使用している児童棟の劣化箇所の修繕に加えて、児童へのより一層の家庭的な生活空間の提供を目的として、児童棟の快適化・効率化を実施・検討する。

②ボイラー設備の撤去

…現在未使用のボイラー設備の撤去及び撤去後の空間活用を検討する。

③分院の劣化箇所の修繕

…本体施設と同様、分院の屋根・外壁など、劣化箇所の修繕を適宜実施する。

8. 職員関係

(1) 職員研修

全国児童養護施設協議会作成の「児童養護施設の研修体系―人材育成のための指針―」に基づき、積極的に研修に実施・参加し、職員のスキルアップを目指す。

①8分野の専門領域において「研修計画」を策定し、職員研修を実施・参加する。

①人材育成の基本	専門性を追求する姿勢 等
②資質と倫理	人格的資質を高める姿勢 等
③子どもの権利擁護	権利擁護を推進する姿勢 等
④知識	実践に必要な知識・知見
⑤子どもの支援技術	支援の技術
⑥チームアプローチと機関協働	チームアプローチの手立て 等
⑦家族支援	家族支援の姿勢・手立て
⑧里親・ファミリーホーム支援	里親支援・協働の姿勢 等

②職員の育成レベルを6階層に分け「研修計画」を策定し、職員研修を実施・参加する。

Lv. 1…入職前職員	採用が決まっている者
Lv. 2…新任職員	入職1～3年目
Lv. 3…中堅職員	入職4～6年目
Lv. 4…上級職員	入職7年目以上
Lv. 5…基幹的職員	上級職員で認定研修修了者
Lv. 6…施設長	施設長となる資格を有した者

③研修実施及び参加予定

1) 実施

- ・県内施設見学
- ・各学校との合同研修会
- ・「衛生管理・感染症予防」研修
- ・「性教育」研修
- ・県外施設見学

2) 参加

- ・全国児童養護施設協議会（全国大会・FSW研修会・中堅職員研修会）
- ・日本子ども虐待防止学会（職員研修会）
- ・日本子ども養育研究会（総会・職員研修会）
- ・小倅制養育研究会（職員研修会）
- ・西日本セミナー（総会・職員研修会）
- ・近畿児童養護施設協議会（総会・職員研修会）
- ・奈良県（心理職員事例検討会・キャリアアップ事業・児童福祉専門援助講座）
- ・奈良県児童福祉施設連盟（新任職員研修会・職員研修会・事例研究会）
- ・天理教社会福祉施設連盟（おやさと研修会・全国大会）
- ・その他（SBI・子どもの虹・日本家族計画・ファミリーホーム協議会）

（2）福利厚生

厚生労働省による「民間の児童養護施設職員等の処遇改善について」の通知に基づき、職員の処遇改善にも努め、勤める職員が将来ビジョンを描ける施設運営を目指す。

①職員の処遇改善

- ・住み込み職員の休憩時間確保の為、家事支援員を引き続き雇用。
- ・職員のライフスタイルに合わせた勤務形態の創設。

②親睦会開催

- ・長期休暇の前後に、職員慰労も兼ねた食事会を開催。
- ・年度初めの歓迎会、年末の忘年会、年度末の送別会を開催。
- ・児童職員交流のソフトボール大会を実施。
- ・職員旅行の実施検討。

9. その他

（1）寄付について

施設の取り組みや現状、また、寄付の用途としては児童の自立支援という目的があることを十分に説明した上で、寄付の受け入れを行い、寄付者の意向も踏まえた上で、ホームページを活用し、公表する。

（2）庶務関係

○事務処理の見直し

- ・書類の提出先や回覧の経路、捺印欄などを見直し、適切に管理者及び担当者が確認できるように努める。

（3）第三者評価について

平成30年度は自己評価の年度となり、平成28年度に受けた第三者評価（当院としては通算2回目）結果を分析し、養育支援の質の向上に努める。

おわりに

平成28年度に第三者評価を受審したことに伴い、事業計画書のスタイルを見直した。

以上

平成30年度 事業計画(案)

児童家庭支援センター

てんり

事業計画書（案）	児童家庭支援センターてんり
----------	---------------

平成30年度・事業計画（案）

はじめに

本計画書は、児童家庭支援センターてんりの活動について記載しており、加えて本体施設である天理養徳院と連携した業務内容（里親支援等）についても記載するものとする。

1. 運営理念

「人の子も我子もおなしこゝろもて おふしたてゝよ このみちの人」

この言葉（和歌）は、本体施設である天理養徳院開設にあたり、天理教初代真柱 中山眞之亮様より、当時の職員へ向けて詠まれたものである。その意味は「人の子も、わが子もおなじ心をもって、へだてなく教え育ててほしい。この道を歩む人々よ。」と解することができる。

2. 運営方針

児童家庭支援センター てんり（以下「当センター」）は、天理教の教えに基づき、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、地域住民、その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童またはその保護者に対する指導・支援を行う。また、併せて児童相談所、各市町村要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連絡調整を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。

第1章 事業計画重点項目

当センターは開設当初より、子育て支援、里親支援を事業の大きな柱として、運営をしている。とりわけ平成30年度は、平成29年度の児童福祉法改正、新しい社会的養育ビジョンの発表により、家庭における養育を中心とする大きな方針が打ち出されたことに鑑み、より一層の家庭・地域における子育て支援の充実を図る。

さらに、平成29年度から、奈良県知事より「里親支援機関」としての指定を受けており、平成30年度はより一層の里親支援事業の充実を図る。

なお、詳細は、第3章の事業計画に記載する。

第2章 施設の概要及び人員の推移

1. 施設の概要

- (1) 創 設：平成12年10月1日
- (2) 運営主体：社会福祉法人 天理
- (3) 理 事 長：岩谷 富太郎
- (4) 名 称：児童家庭支援センターてんり
- (5) 施 設 長：久保 悟

- (6) 所在地：奈良県天理市別所町 715 番地 3 ※法人本部・本体施設と同敷地内。
- (7) 設備等：事務所 1、相談室 1、プレイルーム 2（大・小）、研修室 4、ホール 1、待合室 1、男女及びユニバーサルトイレ各 1
※プレイルーム・研修室・ホール・トイレは、本体施設等と共同使用。
- (8) 実施事業：相談受付、助言指導、継続指導、他機関あっせん、児相等への通告連絡
- (9) 開所日時：日曜日から月曜日 午前 10 時から午後 7 時
※土曜日は閉所。緊急時は公用携帯電話にて職員が対応。
- (10) H P : <http://centerteni.sakura.ne.jp/>
- (11) 職員数：※平成 30 年度当初

○施設長	1名	○心理相談員	2名
○主任	1名	○里親支援専門相談員	1名
○相談員	1名	○職員数合計	6名

※その他、里親支援については、県と相談の上、配置する。

※主な資格 社会福祉士・教員免許・臨床心理士

第3章 事業計画

1. 会議

(1) 職員会議

毎月、月初めに全体会議である職員会議を実施（本体施設入所児童の学校長期休暇中対応の為、8月を除く）。法人本部や本体施設、併設している障害福祉部門と情報を共有し、よりよい子育て支援に努める。

(2) 受理・支援会議

2～3週間に 1 回の頻度で受理・支援会議を実施。受付たケースについて、受理の合否、援助計画の策定及び支援の再評価等を行う。

(3) 他の会議

その他、各種関係機関との連絡会議を実施する。

なお各種関係機関との連絡会議の詳細は「4. 地域及び関係機関との連携」に記載する。

2. 相談に応じる事業

(1) 相談受付による受理

児童の近親者及び各種関係機関より相談を受け付ける。

①相談の経路別内訳

○児童相談所（委託・連絡）	○福祉事務所	○民生児童委員
○市町村（福祉・保健・その他）	○児童福祉施設（保育所・その他）	○警察等
○保健所	○医療機関	○学校 ○教育委員会 ○里親等 ○家族・親戚
○近隣住民・友人	○児童本人	○成人本人 ○その他

②相談の形態（方法）内訳

○来所	○電話	○手紙	○FAX	○Eメール	○訪問
-----	-----	-----	------	-------	-----

③相談の種類別内訳

養護相談 保健相談 障害相談 非行相談 育成相談 他の相談

※虐待相談は養護相談に含まれる。

(2) 処理件数

受付されたケースは、受理・支援会議（2～3週に1回）にて、助言指導、継続指導、他機関あっせん、児相への通告連絡等の支援方針を選択し、調査・社会診断指導、心理診断指導、心理療法等を行う。

○処理の種類

調査・社会診断指導 心理診断指導 心理療法（心理相談員・相談支援員）

(3) 記録

受付（受理）及び処理したケースは、下記の記録等を作成し保管する。

児童台帳（パソコン管理） 児童記録票（表紙、経過） 経過一覧

援助計画 診断所見（社会診断、心理診断） 業務日誌 その他各種資料等

3. 各種子育て支援事業

(1) 広場型子育て支援事業の実施

当センターでは、気楽に親子で集える場所の提供として、広場型子育て支援事業を平成25年度から実施しており、平成30年度も、引き続き実施するとともに、さらに広報など改善していく。以下に詳細を記載する。

- ・事業名称…「親子広場ふりー」
- ・趣 旨…核家族化がすすむと同時に地域とのつながりが希薄になっている現状の中で、親同士の交流を上手に取れず、子育ての情報や援助を受けることができない「孤立した状態」の親が多くなってきている。そこで、気楽に親子で集える場所を提供することによって、親と子どもだけで絶えず一緒にいる「密室状態の家」から出て、親同士が交流し、他の親や他の子どもを見ることによって、少しでも子育てにおいて気づき合い、学び合ってもらいたい。また、これまでの相談援助のノウハウを生かして、親子関係を見ながらの直接的なアドバイスもできると考えている。
- ・実施日時…毎週水曜日 10:00～12:00 （定期的に週に一回実施）
- ・場 所…児童家庭支援センターてんり 研修棟研修室1（地域交流室）
- ・参加対象…乳幼児（生後4か月の乳幼児から小学校低学年児童まで）・保護者
- ・内 容…茶話会、絵本の読み聞かせ、大型遊具、工作、その他

(2) 「専門援助講座」の開催

毎年度2回をめどに、地域の関係機関と共に学び合い、連携を深めることを目的として講座等を実施する。

(3) 巡回心理相談の実施

心理相談員が定期的に月に一度、天理教教序託児所、めばえ託児所を巡回訪問し、乳幼児の発育等の経過観察を行い、担当保育士等職員へのコンサルテーション等を行う。

4. 本体施設及び関係機関・地域との連携

(1) 本体施設及び法人内事業所との連携

- ①天理養徳院職員との合同会議を通して、また、個々に協働して取り組んでいるケースを通して、常にカンファレンス等において連携を図る。
- ②緊急一時保護については、児童相談所と連携し、本体施設にて委託による緊急一時保護を実施する。
- ③指定障害福祉サービス事業所などみと連携し、放課後等デイサービス事業、短期入所支援事業、児童発達支援事業を利用している児童またその保護者に対して、必要に応じて相談を受け、助言・指導を行う。

(2) 児童相談所との連携

児童相談所からの委託による指導・支援を実施する。また、各地域担当児童福祉司と各個別ケースのカンファレンス会を行い、連携の強化を図る。

(3) 各種家庭支援連絡会議等の参加

天理市要保護児童対策地域協議会の運営・協議に協力する他、各々の機関が主催する会議に積極的に参加し、連携を深める。

- ①天理市要保護地域対策協議会（代表者会議・実務者会議）
- ②子ども・若者支援てんりネットワーク（代表者・実務担当者会議）
- ③天理市就学指導委員会（会議・教育相談）
- ④奈良県発達障害支援センターでいあ～発達障害者支援連絡協議会

5. 里親支援

当センターは開設当時より里親支援業務を行っており、平成25年度以降は、本体施設に配置された里親支援専門相談員と連携しながら、業務を実施している。これに加えて、平成29年度より「里親支援機関」の指定を受け、平成30年度は、より一層の里親支援業務を実施する。

(1) 里親制度等普及啓発促進事業

①普及啓発事業

…里親制度の普及啓発を目的とした講演会や市町村単位での里親制度説明会の開催等による広報活動を行い、里親の新規開拓を促進する。

1) 里親制度普及啓発講演会の開催

新たな里親を開拓するとともに、里親制度の普及啓発を図る講演会を開催する。

・開催場所：本体施設講堂及び研修室（※100名程度の研修が実施可能）

2) 里親制度説明会（市町村出前研修）の開催（※県内20箇所程度）

市町村と連携して、市町村単位で里親制度の普及啓発のための説明会等を開催し、新たな里親を開拓するとともに、市町村職員等に対して、里親制度の周知を図る。

天理市に限らず、本体施設が子育て短期支援事業を契約している14の市町村を中心に、里親制度の説明会を開催する。

3) リーフレット等の作成

里親制度の概要や講演会、説明会、研修等の周知を図るためのリーフレット等の作成を行い、市町村、関係機関等に配布する。なお、リーフレット等については、県ホームページ等で公表し、里親希望者等が閲覧できる状態にすること。

上記のリーフレットに加えて、里親支援事業や里親支援専門相談員の業務について分かりやすく記した資料を作成し、里親家庭として実践を行うまでの支援体制の情報を発信する。

4) 各こども家庭相談センター及び県こども家庭課との連絡調整

広報啓発の内容等については、各こども家庭相談センター及び県こども家庭課に事前に相談をかけ、疑義が生じた場合は、各こども家庭相談センターまたは県こども家庭課と協議する。

5) その他の普及啓発に関する取り組み

里親制度の普及啓発に資する事業について、こども家庭相談センター等関係機関と連携して取り組む。また、里親制度の普及啓発を図るために必要な資質の向上に努める。

普及に資する目的で、児童家庭支援センターてんりのホームページ内に、里親支援事業に関する専用ページを設け、普及啓発につなげる。

また、普及啓発を担う人材の育成の為、各機関で実施される里親支援者向けの研修会に積極的に参加し、職員の資質向上に努める。

さらには、県内の各児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センター、その他児童福祉関連施設と連携を取り、里親制度の普及並びに里親支援事業の協力団体開拓に努める。

②研修事業

以下のとおり、各種里親研修を実施し、里親の養育技術の向上を図る。

1) 年間スケジュールの作成及び時点修正

関係機関と調整の上、年間の里親研修スケジュールを作成し、関係機関や、登録里親が隨時閲覧できるよう調整する。

年間スケジュールについては、配布できる資料を作成するとともに、その資料の PDF 形式などを、児童家庭支援センターてんりのホームページに掲載する。

2) 養育里親研修

研修対象者及び実施方法等は平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331009 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育里親研修制度の運営について」により定められたものとし、研修の内容、講師選定、留意事項等は関係機関と調整の上決定する。

ア 基礎研修（講義・演習）（4回以上開催）※1回あたり 1 日開催

イ 基礎研修（実習）（4回以上開催）※1回あたり 1 日開催

※研修参加者の人数に応じて、県内の児童養護施設等へ研修受入れ要請を行う。

ウ 認定前研修（講義・演習）（3回以上開催）※1回あたり 2 日開催

エ 認定前研修（実習）（3回以上開催）※1回あたり 2 開催

※研修参加者の人数に応じて、県内の児童養護施設等へ研修受入れ要請を行う。

オ 更新研修（3回以上開催）※1回あたり 1 日開催

3) 養子縁組里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成29年3月31日雇児発0331第37号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養子縁組里親研修制度の運営について」により定められたものとし、研修の内容、講師選定、留意事項等は関係機関と調整の上決定する。

- ア 基礎研修（講義・演習）（4回以上開催）※1回あたり1日開催
- イ 基礎研修（実習）（4回以上開催）※1回あたり1日開催
※研修参加者の人数に応じて、県内の児童養護施設等へ研修受入れ要請を行う。
- ウ 認定前研修（講義・演習）（3回以上開催）※1回あたり2日開催
- エ 認定前研修（実習）（3回以上開催）※1回あたり2日開催
※研修参加者の人数に応じて、県内の児童養護施設等へ研修受入れ要請を行う。
- オ 更新研修（3回以上開催）※1回あたり1日開催

（2）里親トレーニング事業

児童を委託されていない里親（以下、「未委託里親」という。）に対し、児童を委託された際に直面する様々な事例に対するトレーニングを実施し、養育の質を確保し、委託可能な里親を育成することにより、更なる里親委託の推進を図る。

トレーニング対象となる未委託里親は、養育里親、専門里親、養子縁組里親であり、トレーニングを受けることを希望する者のうち、子ども家庭相談センターを通じて申請があったものとする。

- トレーニングは次の内容を行うものとする。
- ①未委託里親の養育技術の習熟度の状況により、必要な期間を通じて、次の内容について、継続的かつ反復的に実施すること。
 - 1) 未委託里親における事例検討・ロールプレイ
 - 2) 外部講師による講義
 - 3) 施設及び現在児童を委託中の里親宅への実習
 - ②トレーニングを終了した未委託里親リストを作成し、子ども家庭相談センターへ提出する。受託者は子ども家庭相談センターへ定期的または随時未委託里親に対するトレーニング状況を子ども家庭相談センターへ報告する。トレーニング実施にあたっては、子ども家庭相談センターと協議、調整する。

（3）里親訪問等支援業務

①訪問支援

…里親等を定期的に訪問し、子どもの状態の把握や里親等への指導・支援を行う。訪問支援等実施前に子ども家庭相談センターと訪問日時や訪問支援内容、訪問回数等について、十分調整を行うこととし、訪問実施後は、速やかに実施内容をまとめ、子ども家庭相談センターに報告する。

児童を委託中の里親に1ヶ月に1回訪問する。ただし、里親等への訪問回数は委託直後の里親へは2週間に1回訪問することとする。ただし、里親及び児童の状況に応じて、子ども家庭相談センターと調整の上、さらに訪問が必要と認められた場合は、必要に応じて訪問支援を行う。

里親の一時的な休息（以下、「レスパイト・ケア」という。）について、里親に周知し、レスパイト・ケアの利用の申請があった際は、児童を受け入れる児童養護施設及び里親等の調整を行う。取り分け、入所機関である本体施設（天理養徳院）と連携し、レスパイト・ケアが利用しやすい体制を作る。

②里親等による相互交流業務

- …里親等が養育に関する情報交換を行い、養育技術の向上を図るための相互交流の企画・運営を支援する。
- 里親サロン「おしゃべり広場」を開催する。
 - 県内のファミリーホームにおける連絡会を開催する。

(4) その他各種里親支援事業

①里親会等への参加及び支援

- 奈良県里親会総会・研修会の運営（準備等）及び参加
- 里親会主催親睦会の運営（準備等）及び参加
- 「里親ネットなら（里親会内の啓発部会）」会議の参加
- ならヒューマンフェスティバル・里親ブース運営協力

②里親支援に関する会議への出席及び開催

- 奈良県里親委託等推進委員会

○里親支援実務者会議

…この実務者会議は、平成 29 年度から、里親委託等推進委員会の規約に基づいて委員会の申し合わせとして設置された。目的は、より実務的な協議を展開し、その内容をもって、里親委託等推進委員会の協議内容を充実させるためである。当センターはその事務局を担当している。里親委託等推進委員会が行われない月に実施するため、計 8 回の開催であった。

③里親情報交換会の開催

- 名称…里親情報交換会「おしゃべり広場」
- 詳細…奈良県の里親関連事業の一つとして開催する。里親同士の自発的な情報交換の場で、内容は、子育て全般の悩みや児童相談所職員を交えての話し合い、里親支援専門相談員による研修、夏休み行事等の交流会を実施する。

④各種イベント参加協力

- 奈良市フォースターサポートなら（会議・シンポジウム）
- わたげの会主催子ども会・里親交流会
- 全国里親会近畿地区里親連絡協議会 里親研修会
- 「養子と里親を考える会」里親プロジェクト研修会
- NPO 法人「おかえり」講演会

6. 広報・啓発活動

以下のとおり、各機関と情報交換や研修を通して連携の強化や資質の向上を図る。

(1) 講師派遣

- 大阪府立緑風冠高校 福祉コース生徒研修
- 児童虐待防止啓発事業・天理教保育士育成白梅寮生 研修
- 奈良市要対協実務者研修

(2) 施設見学受け入れ

- 天理市保育サポーター養成講座

(3) パンフレット

○各市町村児童福祉担当課窓口、保健センター、児童相談所等にて配布。

○その他、医療機関などへもチラシの配布を依頼する。

(4) オレンジリボンキャンペーン街頭啓発活動

- 天理市内大型スーパー
- 天理本通り商店街

(5) ホームページの活用（運営、管理）

○HP <http://centertenri.sakura.ne.jp/>

○Blog <http://centertenri.blog.fc2.com/>

7. 設備関係

里親支援業務の充実に向けて、事務所内の整備、電話回線の増設、アウトリーチ用の公用車両の追加を検討する。

8. 職員研修

各種団体が主催する研修会に参加し、援助技術の自主研鑽に努める。

○天理市就学指導委員（研修会）

○天理市ユースアドバイザー養成講座

○天理市乳幼児子育て支援機関職員子育て支援研修会

○道の心理臨床家の集い春の勉強会

○奈良児童虐待防止ネットワーク「きずな」事例研究会

○奈良県児童福祉専門援助講座

○奈良県地域生活定着支援センター研修会

○全国児童家庭支援センター研究協議会

○新版 K式発達検査講習会

○「愛着障害の理解とそのケア」セミナー

以上

平成30年度 事業計画(案)

指定障害福祉サービス事業所

なごみ

事業計画書(案)	指定障害福祉サービス事業所 なごみ
----------	-------------------

平成30年度・事業計画(案)

1. 事業目的

社会福祉法人天理の運営方針に基づき、知的や発達に障がいがある、また、障がいはなくとも育てにくさのある1歳から18歳の子どもを対象に、一人ひとりにあった療育を計画・提供し、より必要な支援を行う。又、子育てに不安を感じている保護者に寄り添い、共に、個々に合った対応方法を見つけだし、子どもが安心して育つ様に支援していく。

お言葉に、「育てば育つ 育ては誠 誠は修理 修理は肥やし」(おさしづ M23. 6. 24)があるが、このお言葉はスタッフにとって深く心に留まるお言葉である。「十分に育ってもらいたいとの誠の心で日々接していくことは、作物を手厚く世話して肥を施すのと同じで、そのまごころは子どもにも通じ、神様に通じて、育てる人も育てられる子どもも、神様のご加護により素晴らしい結果を見せていただける」と理解させていただき、スタッフの心の指針として療育に励みたいと考えている。

放課後等デイサービス・短期入所事業

2. 事業方針

- ①子ども達自身が、さまざまな事がらに主体的に関わり、人間として尊重され、安らげる場、楽しめる場、向上できる場になることを目指す。
- ②子ども達の持つ特性や障がい・生活の実態に応じて療育を立案・提供し、生活リズムや基本的生活習慣の確立、集団生活への参加など、発達上必要な援助を行う。
- ③保護者と連携しながら子ども達の育ちを援助し、子育てのパートナーとしての役目を果すと共に、家庭における育児の上に、知識や技術を身に付けて頂けるよう働きかける。又、保護者的心に寄り添い、時には家庭の事情を考慮した援助や、レスパイトサービスの役割も果たす。
- ④前三項のほか、「奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年12月奈良県条例第35号)及び「奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年12月奈良県条例第37号)に定める内容の他、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

3. 利用について

①対 象 学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学していて、受給者証を持っている子ども。

※ 受給者証とは

サービスを受ける上で、市町村が定めたサービスの種類、支給期間、支給量、利用者負担額などの情報が記載されたもの。

②定 休 日 火曜日、及び夏季（8月12日～16日）、年末年始（12月28日～1月3日）。

③開所時間 放課後等デイサービス 10時～18時 児童短期入所 18時～翌10時

④定 員 放課後等デイサービス 10名 児童短期入所 3名

⑤受 付 利用や見学の希望があった保護者に対して、当事業所の概要説明を行う。

⑥事前面接 緊急の場合を除き、初回利用以前に当該児童及び保護者に対して事前面接を行いサービス実施に関する必要な事項を聴取する。（2回目以降についてはこれを行わないが、初回利用以降2年を経過して新たにサービスを利用する場合や、児童の心身の状況や家族環境の変化などが生じた際には、再度事前面接を行う）

⑦契 約 当事業所におけるサービスの内容、重要事項等を説明し、契約を行う。

⑧利 用 利用受付は利用希望日の属する月の前月1日より開始する。

4. 療育内容

※個別支援計画の作成

年度始め、新規利用始めに保護者への聞き取りを行った上でケース会議を行い、相談支援事業所からの計画書と合わせて目標を設定し、個別支援計画書を作成する。また、半年を目安にモニタリングを行う。

①「放課後等デイサービス」

○生活支援

・発達に応じて個別指導を行い、基本的生活習慣を確立するよう支援する。

○設定活動

- ・内容…運動遊び、製作遊び、音楽遊び、言葉遊び、感覚遊び、クッキング、散歩、プール、生活スキル、外部講師活動（音楽療法、身体表現遊び、リトミック）、ボランティア活動（少年会、われもこう、天理市お話の会、あおぞら俱楽部）
- ・計画…活動においては領域毎に年間・毎月の計画書を作成し、それを基に日々の活動を考案する。また、来所の子ども一人ひとりに配慮した工夫をする。
- ・反省・記録…日々の活動の反省を記録として残して振り返り、次の活動に活かす。外部講師・ボランティア活動については、活動後に担当者との振り返りの時間を設け、方向性を確認して共通理解する。

○自由遊び

- ・個別に遊びを投げ掛け、取り組み始めた遊びに働きかけて発展させ、自由遊びが充実するよう支援する。

○就労準備

- ・高校生の児童を対象に、就労に向けた知識やスキルが身につくよう支援する。

②「児童短期入所事業」

保護者の事情により家庭での子育てが一時的に困難になった場合、又は自立に向けた訓練の為に児童を一時入所させ、支援を行う。

5. 生活日課

日 課		
短期入所	時間	放課後等デイサービス
起床	7 : 00	
朝食	7 : 30	
登校（平日）	8 : 30	
自由遊び（休日）		
降所・お迎え	10 : 00	登所（休日）
※引き続きデイサービスを利用。	12 : 00	自由遊び 昼食 自由遊び
	13 : 30	スクールバスで来所
	14 : 00	全体活動
	15 : 00	おやつ 自由遊び
登所・夕食	18 : 00	お迎え
入浴	19 : 00	
自由時間		
就寝	21 : 00	

6. 保護者支援

- ①日々の利用記録や定期的にブログで活動の様子を更新したり、「なごみだより」を配布することで、保護者により深くなごみを理解してもらえるよう努める。
- ②随時子どもの様子を保護者と話し合い、子育ての悩みや困りごと等の情報を共有し、保護者の気持ちに寄り添いながら、共に解決への糸口を探る。

7. 職員の資質向上

- ①各々の立場としての役割を自覚し、責任感を持って職務に当たる。
- ②内部・外部研修を計画・実施し、専門的な知識・技術を習得する。

8. 人事管理

- ①施設長並びに主任を中心として、それぞれの職員が力を発揮できるよう、職務内容や従事状況の把握に努め、組織的な事業運営を図る。
- ②人事考課を実施する。

9. 設備・職員

事務室（1） 職員室（1） 指導訓練室（1） 居室（3） 廉房（1） 食堂（1）
浴室・脱衣室（各1） トイレ（4）
管理者（1） 児童発達支援管理責任者（1） 保育士（3） 指導員（5） その他若干名

10. 食事提供

- ①朝食・夕食に限り、事業所内の厨房で調理された食事を提供する。
- ②昼食を必要とする場合は、利用者に持参してもらうか、食事業者へ発注をする。
- ③2ヶ月毎に給食会議を開催し、栄養士との連携や食事提供に関する練り合いの場を設ける。

11. 事務

①利用者負担額などの受領事務

各市町村によって支給決定時に定められた負担額及び食費、日用品費などの実費を利用者より徴収する。この際、市町村が利用者に対して定めた月毎支給量の残量を明示する。

②通所給付費、介護給付費請求事務

利用した翌月 10 日に各市町村へ利用費の請求を行い、利用費を代理受領する。(原則として請求した月の月末まで)。短期入所は障害区分によって差がつけられる。

③利用者からの相談、苦情処理に関する業務

常に児童の心身の状況や家族環境などの把握に努め、必要な助言などを行う。また、苦情解決の窓口、担当者などを利用者に示し、権利擁護に努める。

④事業統計の作成

年間活動状況を統計処理することで、利用者のニーズや事業効果を正確に把握し、より良い運営を図る。

12. 安全対策

①非常時災害対策

非常時災害に関する具体的な計画を立て、関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、定期的に連絡、避難、救出、その他必要な訓練を行う。また、緊急時における法人内職員のバックアップや、非常時災害の時の避難・誘導の支援体制を確保する。

②医療機関の協力

医学的治療を必要とする緊急時には、天理よろづ相談所病院（小児科・他）への協力を求める。

③感染症の予防

感染症に関する知識を習得し、予防に努める。また、感染症流行時には利用受け入れに関する制限を行い、事業所内での感染を防ぐ。

④防犯対策

防犯カメラの活用や施錠の徹底を行い、不審者の侵入に対する危機管理を行う。

13. 関係機関との連携

各特別支援学校、各特別支援学級、他事業所、相談支援事業所、天理市自立支援協議会等の関係機関との連絡を密にし、連携して情報の共有を図る。

14. 広報

パンフレットの配布などにより、各市町村や関係機関窓口を通じて事業の概要を公表し、またなごみ独自のホームページを活用して、地域に広く理解を求める。

15. 平成30年度の重点目標

人材の育成と確保近年、放課後等デイサービスの運営を行う事業所が急増したが、短期入所事業を兼ね備えた事業所は未だに少なく、なごみへの新規利用希望者には短期入所の希望が多い。また、女児の利用希望も増加傾向にある。順番待ちをして頂いている状況に加え、利用児童の高学年化が進み、身体が大きく力の強くなってきた児童や、思春期で情緒不安定な児童など、熟練した職員でないと対応に苦慮する事が多くなってきている現状がある。平成30年度に於いては、今まで培ってきたスキルや取り組みを継続させつつ、安心・安全な受け入れができるよう、新任職員の育成や職員同士の連携に力を入れ、充実と向上を図っていきたい。

児童発達支援事業 ほっと

1. 事業方針

- ① 子どもがありのままの姿を發揮し、遊びを通して少しづつ周りに気付き、環境を生かしながら色々な力を身に付けていけるよう支援していく。
- ② 基本的生活習慣については、各々の発達に合わせた指導をし、子どもが生活面での自立を喜ぶ気持ちが持てるよう導く。
- ③ 小集団での遊びを通してお互いに刺激し合い、活動の幅を広げ次第に友だち同士が繋がり合えるよう導く。
- ④ 母子分離で療育を進める事で子ども達の自立心を育てる。保護者には冷静な目で子どもの姿を見る事で気付きがあり、保護者待機室では他保護者と交流してもらう。
- ⑤ 保護者と共に子どもを見つめ、共に学び合って、その子の特性に応じた子育てができるよう援助し、保護者が子育てに希望をもって臨めるよう支援する。

2. 利用について

- ① 対象：1歳学齢から就学前までの受給者証を持っている子ども。
- ② 閉所日：土・日・祝日、及び夏季（8月12日～16日）・年末年始（12月28日～1月3日）。
- ③ 開所時間：集団療育…9時～15時30分、個別療育…14時～16時
- ④ 定員：10名
- ⑤ 受付：広報や紹介等により、児童発達支援事業に興味・関心を持ち、問い合わせのあった保護者に対して事業の概要説明を行う。
- ⑥ 無料体験：最多3回の無料体験、及び保護者への聞き取りを通して、子どもの発達状況を確認する。
- ⑦ 契約：当事業所におけるサービスの内容・重要事項等を説明し契約を行う。
- ⑧ 利用：学齢や発達毎にクラス分けを行い、週に1～2度通所する。

3. 取り組み

【療育の形態】

- ① 小集団療育（対象：1～2歳学齢児、実施：午前）
 - i. 就園へ向けての準備段階としての活動を行う。
 - ii. 少人数の友だちとの関わりから少しづつコミュニケーション力を培う。
- ② 並行通園（対象：年少～年長児、実施：午後）
 - i. 就学へ向けての準備段階としての活動を行う。
 - ii. ルールのある遊びを多く投げ掛け理解力や協調性を培う。
- ③ 個別療育（対象：年長児、実施：年間5回）

- i. 就学へ向けて一人ひとりに適した課題を行う。
- ii. 保護者と相談しながら課題を明確にして療育を行い、家庭での取り組みにも繋げる。
- iii. 保護者と個別に話せる機会でもあるので、育児の悩み等の相談に乗り、前向きに子育てができるよう支援する。

【療育の柱】

- ① 身体の感覚を育てる。
- ② 運動遊びで体を育てる。
- ③ 社会性を育てる。
- ④ 生活習慣を身に付ける。

【療育内容】

- ① 感じて遊ぼう。
 - ・触る遊び
色々な物の感触を楽しむ（冷たい、熱い、べトべト、カチカチ等）
 - ・聞く遊び
聞く事を意識する（音当て遊び等）
 - ・見る遊び
見る（観察）事を意識する（形、色、大きさ等）
- ② 動いて遊ぼう。
 - ・自分の身体の感覚を知る遊び（揺れる、滑る、渡る等）
 - ・大きく動く遊び（粗大運動 … 走る、跳ぶ、お相撲等）
 - ・細かく動く遊び（手・指を使った細かい動き … 切る、折る、貼る等）
- ③ 一緒に遊ぼう。
 - ・言葉遊び（語彙を増やし、言葉を育む遊び … 絵本読み、言葉を使った遊び等）
 - ・人と関わる遊び（人と関わる楽しさを知る遊び等）
 - ・ルールのある遊び（ルールを知り、守って遊ぶ楽しさを知る遊び等）

【療育計画】

- ① 年間・月間計画書を作成し、それを基に日々の療育計画を考案する。
- ② 療育毎にプログラムを計画し、それに基づいた内容で進める。子どもの様子によっては柔軟に変更して対応する。
- ③ 年度始め・新規利用始めに保護者への聞き取りを行った上でケース会議を行い、相談支援事業所からの計画書と合わせて目標を設定し、個別支援計画書を作成する。また、半年を目安にモニタリングを行う。

【療育の反省・記録】

- ① 療育後に職員全員でカンファレンスを行い、活動の振り返り・子どもの様子等を話し合い、共通理解して次の活動に活かす。
- ② カンファレンスで話し合った内容は、療育報告書・個別記録書に記録し保管する。
また、連絡帳を確認し、保護者からの連絡事項も書き留めておく。

4. 開所日及び活動の流れ

○ 開所日

療育時間	月	火	水	木	金
9:00～ 11:00	1～2歳学齢	1～2歳学齢	会議	1～2歳学齢	1～2歳学齢
13:00～ 16:00	個別療育	年中児	年長児	年少児	個別療育

○ 療育活動の流れ

(集団療育)

午前療育	療育内容	午後療育
9:00	登所、準備、排泄、手洗い、体調確認	13:00
9:30	自由遊び	13:30
10:20	はじまりの会	14:00
	設定遊び	
10:45	排泄、手洗い	14:40
	おやつ	
	自由遊び	
11:20	準備、おかえりの会	15:20
11:30	降所	15:30

※ 子どもの状況により、排泄時間・回数を変更して自立に繋げる。

(個別療育) 就学準備として「45分間座って落ち着いて作業を行う。」「先生の話をしっかりと聞く。」事を重視し、保育士とマンツーマンで個別の課題に取り組む。

時 間	療育内容
14:00	個別の課題
14:45	保護者との振り返り（自由遊び）
15:00	個別の課題
15:45	保護者との振り返り（自由遊び）

5. 保護者支援

- ① 保護者同士の交流の場となるよう、保護者待機室を設けて活用する。
- ② 送迎時に子どもの様子を保護者と話し合い情報を共有し、育児の悩みや困り事があれば聞き、共に解決への糸口を探る。必要に応じて相談日を設ける。
- ③ 連絡帳を活用し、家庭とほっとで子どもの情報を共有しながら、療育や子どもへの理解に繋げる。
- ④ 専門家を招いた講演会や勉強会等を計画する。
- ⑤ 保護者同士の繋がりを強化する為、保護者会の場を提供する。

6. 職員の資質向上

- ① 各々の立場としての役割や専門職として、責任感を持って職務に当たる。
- ② 内部・外部研修を計画・実施し、専門的な知識・技術を習得する。

8. 設備・職員

指導訓練室（1） 事務室スペース（内設） テラス（1） トイレ（1）
保護者待機室（1）（主に地域交流室）
管理者（1） 児童発達支援管理責任者（1） 常勤保育士（1） 専任非常勤保育士（2）
兼任非常勤保育士・指導員（3） その他（1）

9. 連携

各市の保健センター、相談支援事業所、幼稚園・保育所・託児所、小学校等との連絡を密にし、連携して支援目標や手立てに統一感を持って療育に臨む。

10. 重点目標

- ① 積極的に構造化を取り入れ、視覚支援等の環境を整える。
- ② 療育の幅を広げ、遊びのストックを増やすと共に玩具を充実させる。
- ③ 各々の立場において専門性を磨く為の研修に参加し、職員の資質向上を目指す。
- ④ 関係機関との連絡を密にし、連携を図る。

11. その他

請求事務・人事管理・安全対策・広報については、放課後等デイサービス・短期入所と同様とする。

平成 30 年度 ほつと 年間 療育計画書

月	ねらい	配慮	健康(作り)	療育内容	行事
4	○新しい環境や先生・友だちに慣れ、安定して過ごす。 ○自分の好きな人や場所を見つけて楽しむ。	○「ほつと」が子どもにとっての新しい場として位置付くよう、気持ちを安定させていく。 ○子ども一人ひとりを理解し、信頼関係を築いていく。	○生活リズムを基に、家庭と連携しながら把握を行う。 ○身体を鍛える。散歩・運動遊び等。 ○食中毒に注意する。	○生活リズムを基に、家庭と連携しながら把握を行う。 ○身体を鍛える。散歩	はじめの会 おかげの会
5	○春の自然の中で身体を使つたり自然に触れて遊ぶ。	○様々な感触に触れ、身体全体を使つて楽しむ。	○戸外遊びや水遊びの際、健康チェックをする。	七夕飾り製作 散歩	
6	○この時期にしかできない水・プール遊びを楽しむ。	・職員との関係をベースに安定して遊びに向かえるようにしていく。	○夏を元気に過ごす為の注意をする。 ・水分補給 ・身体の清潔 ・冷房	涼しそうめん プール・水遊び ひ、こどもおはがえり 散歩 おつかい	
7	○自分の気持ちや要求を先生や友だちに出せるようになる。	○夏の遊びを十分に経験させ、満足感・充実感を味わえるようにする。	○夏を元気に過ごす為の注意をする。 ・水分補給 ・身体の清潔 ・冷房	大型遊具遊び・感覚遊び わらべうた遊び・音楽遊び・絵本 道具を使った遊びや活動(再現・製作等)	
8	○秋の自然に触れ、自然の中で身体をしつかり使って遊ぶ。	○秋の自然の中で十分に身体を使つてのびのびと楽しく遊びにませていく。	○自然の中で身体を鍛える。 ・外気浴 ・戸外遊び	みたてつもり・ごっこ遊び お楽しみ会	お正月の遊び
9	○全身を使つた遊びに向かう。	○職員や友だちと一緒に共感し合いながら遊ぶに向かわせていく。	○自然の中で身体を鍛える。 ・外気浴 ・戸外遊び	身体表現・テーマ遊び	節分
10	○指先を使つた遊びに向かう。	○季節の行事に開拓では、できるだけ本物に近い形で取り組んでいく。	○風邪をひかないよう強い身体を作る。 ・衣服の調節 ・手洗い・うがい ・室温・湿度の調節 ・生活リズム		
11			○一人ひとりの持つている力を全身体で発揮させ、成功体験から自信をつけさせていく。		
12	○これまで付けてきた力を持ち合わせる。	○子ども達同士を結びつけていくよな取り組みを考えていく。	○病気に負けない体力を培う。		
1	○友だちとの遊びや、やり取りを楽しむ。	○寒さに負けず元気に来所する。			
2					
3					

平成 30 年度 事業計画 (案)

児童養護施設

天理教三重互助園

事業計画書(案)	児童養護施設 天理教三重互助園
----------	-----------------

平成30年度・事業計画(案)

1. 事業目的

児童養護施設天理教三重互助園は、社会福祉法人天理の基本理念に基づき、永年積み上げてきた児童養護実践を活かしながら、更なる養護実践の研鑽を目指し、養護を要する児童に対し、正常な社会人として自立した生活を送ることができるよう援助することを目的とする。

事情あって家庭を離れざるを得なかつた子どもの深い悲しみや挫折感を理解し、虐待などの不適正な環境の中で受けた心身の傷を、宗教的な和気に満ちた雰囲気の中で、「朝起き、正直、働き」を基本信条として、生活や学習の支援、更には進路支援も重視しながら、充実した養護、育成支援を進め、安定した自立力を目指す。

養護における職員の心得

“人の子も我子もおなしこゝろもて おふしたてゝよ このみちの人”(初代真柱様御製)

“世話さしてもらうという真実の心さえ持っていたら、与えは神の自由で、どんなにでも神が働く。案じることは要らんで。”(教祖伝逸話編)

“人の子を預かって育ててやる程の大きなたすけはない”(教祖伝逸話編)

との思召しを胸に“真心の献身”の日々を目標に努めている。

<基本信条>

朝起き	○早寝・早起きのできる、元気でけじめのある子になります。 ◇職員は、日課を正し、安定した暮らしを提供しましょう。
正 直	○素直な心で、自分のすべきことができる子になります。 ◇職員は、自分の言動に責任を持ちましょう。
働 き	○まわりの人と仲良くなすけ合える子になります。 ◇職員は、チームで協力し、たすけ合う姿を子どもに見せましょう。

2. 施設の現状

子どもは、家庭で満ち足りた親の愛情の中で育てられることが望ましいといわれているが、今日の児童養護施設に入所する子どもたちを見ると、養育上の問題として、親・家族・血縁関係・養育環境など多くの物心両面にわたる悪しき要因が幾重にもなって、一人ひとりの子どもの成長発達に悪影響を成し、子ども達の生活に重い負担を持たせていることが問題となっている。

ここに、過去より培ってきた養護の実践を見直し、子どもとどのように接するか、そ

してどのようにその子の自立を促し、また、その自立のプロセスとして、現在何が不足し障害になっているのかの課題に対して、自立支援計画に基づいての目標を設定し、天理教三重互助園という名の冠に由来するところの精神（親心）をもって、日々の生活を通して子どもを励まし、支援・援助していくことを目指す。この目的を達成するために、理論に基づいた「対人援助技術の活用(コモンセンス・ペアレンティング)や暴力防止教育プログラム(セカンドステップ)」の実践と応用を通して研修を深め、児童の成長を支援する上で積極的な活用を目指す。

3. 児童グループ構成と担当体制

<児童グループ構成>

定 員	棟・グループ		対象児童	年間予想人員
30名	つきの家		男児	8名
	たいようの家	たんぽぽグループ	女児中高生	4名
		ひまわりグループ	幼児小学生	6名
	地域小規模児童養護施設 「ひだまりの家」		男児	6名
	地域小規模児童養護施設 (名称未定)		女児	6名

<担当体制>

つきの家	男児グループ。グループリーダー及び直接処遇担当職員を中心に、フリー職員のサポートを加え、小舎制で家庭的な雰囲気の中、年齢や個性に応じた支援ができるように努める。
たいようの家	女児及び男児低年齢グループ。グループリーダー及び直接処遇担当職員を中心に、フリー職員のサポートを加え、子ども一人ひとりの個別の時間を大切に、丁寧な支援を心掛けていく。
ひだまりの家	男児グループ。副園長をスーパーバイザーとし、直接処遇担当職員を中心に、本園のサポートを加え、小規模養育、地域の一員としての家庭体験等から、自立に向けた支援に繋げていく。
(名称未定)	女児グループ。副園長をスーパーバイザーとし、直接処遇担当職員を中心に、本園のサポートを加え、小規模養育、地域の一員としての家庭体験等から、自立に向けた支援に繋げていく。

4. 運営活動計画

◎ 事業における5つの重点目標

I

次回第三者評価事業団による評価に向け、評価の振り返りと改善に取り組む。

平成30年度は自己評価となるが、前回の第三者評価を分析し、より良い養育支援に向けた取り組みを行い、次回の第三者評価において更に高い評価となるよう努める。

II

家庭的養護推進計画の実現に向けて、地域小規模児童養護施設の一層の地域への定着と計画に基づいた家庭的養護体制づくりの準備を推し進める。

平成30年度、新たに地域小規模児童養護施設を1箇所開設する。家庭的養護体制を推し進め、子ども一人ひとりの育ちをより一層丁寧に見ていくことのできる体制を整えていく。

III

コモンセンス・ペアレンティング（CSP）の上級トレーナーの資格修得の全員合格を目指す。

子どもの養育力向上を目指す援助技術（CSP）の研修と現場での実践において、その効果の手応えを感じることから、更に意欲を持って、研修の講師資格取得ともなる上級トレーナーの全員合格に挑戦する。

IV

地域社会との交流を深めるための対策を強化する。

施設行事（にこにこ広場・にこにこ運動会）の参加促進に向けて、内容の充実と広報を更に工夫する。また、地域行事への積極的な参加と挨拶運動の継続を進め、地域における公益的な取組みについて検討していく。さらに、児童家庭支援センター開設を視野に入れ、地域のニーズに合った子育て支援を展開していく。

V

児童個々の自立支援計画を更に具体化し、職員間で共有して実践する。

担当職員を中心として、関係職員の専門的、多角的側面も取り入れて、自立支援計画を作成し、情報を共有することで、子ども一人ひとりの個性を活かし、丁寧での確な支援に繋げていく。特に、基礎学力については重要な課題であり、その分野においては、学習支援係を中心として、パソコン・タブレットの学習等も視野に入れて、また、学習ボランティアとの連携、個性にあった習い事を持続、検討しながら、効果的な向上を目指す。

以上、前年度迄の重点目標を更に強化する項目に加えて重点活動を明示し、その実現に向けて精励を重ねる。

以下、第三者評価事項に沿って年間の活動目標を示し、着実な養護の成果を挙げる。

(1) 養育支援

子どものニーズの多様化・深刻化に対応できるよう、子どもの人権を守り、発達の保障、自立支援を目指した養育に努める。その手法として、全職員がコモンセンスペアレンティング(以下CSP)やセカンドステップ(以下SS)の専門性をフルに活用しする。特に『S・C・A・L・E』、寄り添う(support)、世話どり(care)、受容(accept)、愛(love)、励まし(encourage)等の“育みの行動”を積極的に行い、養育者との絆、受け入れられている安心感、物事に積極的に取り組む勇気等、多くの大切なことを得られるよう支援する。更に、小規模化を促進し、家庭的養護と個別化により、個々の子どもたちの育ちを支援する。

I 食生活

- (a) 児童が最も幸せを感じる大切な日課、満足感の中で語り合いする楽しさ等は、子どもの心を豊かにする。食事・食卓の重要性は、身体づくり・心づくり・生命の戴きから感謝を学び、マナーや心遣いから社会性を養うことである。更に、見て、匂いをかいでの、味わって、語り合って人間性を育てることなど、食事・食卓の重要性を大切にする。
- (b) こうした食の重要性に鑑み、栄養士、調理士共同による心のこもった食事は、季節の食材による献立に加え、更に工夫と真心を添え子どもたちの満足感を充たす。
- (c) お菓子の手作りや皆で一緒に食事作りに挑戦する等、場を設け、それらの体験を通して、より食を考え楽しめる食育の機会とする。平成29年度は、本園においても月1回の全食全調理の日及び夕食全調理の日を設けたが、平成30年度においても継続するとともに、更なる家庭的な食育を検討していく。
- (d) 地域小規模児童養護施設(以下分園)においては、開設時より家庭的な食育を行うために、全食とも、地域小規模直接処遇職員が、栄養士と相談の上、献立の作成、買い出し、調理を担い、子どもの身体と心の育みを営んでいる。平成30年度においても継続する。

II 衣生活

措置費よりの衣服費は、半年に1回4月、10月に、年齢に応じて出費額を定め、それぞれの季節に備えている。購入に当たっては、子ども自らが好みを選べるように、一緒に買い物に行き、また、年齢に応じて、自分で買い物に行けるように支援する。日々にまた季節毎に、学齢期に相応しい衣服を整えられるように注意する。

III 住生活

- (a) 常に子どもたちが穏やかに過ごせるような環境作りを更に努める。破損した箇所については、環境整備担当を中心として、できる限り早い対応をとるように努める。

(b) また園内には年中草花を絶やさず、正面玄関の他 2 つの棟の玄関にも置いて児童の情操教育の一助としていく。また、夏野菜も数種を育てて生長を観察させ、収穫を体験して楽しませる。

IV 健康と安全

- (a) 発達段階に応じて、起床から就寝までの一日の生活を自立へ向けての大切な躾とし、丁寧に習慣化へと導き、年齢を重ねながら、健康に対する自己管理の大切さと必要な技術を習得させ、生涯に役立つ基本的習慣を確立させるように努める。
- (b) こうした過程の中で、必要に応じて、医療機関での予防への対応、処置、指導を受けられるように、協力体制を構築し、健康と安全に対しては万全の対応をとって、事故のないよう万全を期す。
- (c) 感染予防等の研修会に積極的に参加し、職員全員でマニュアルの周知と情報共有を行い、施設内の安全の確保に更に努める。

V 性に関する教育

- (a) 性教育の目標として、「性」の問題だけにとらわれず、「生」命の教育、自分を大切にする自己肯定感を高めることも目標として取り組む。
- (b) 子どもの年齢発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性について正しい性知識を得る機会を設ける。また、必要に応じては個別で学ぶ時間を持けたり、茶話会という形で、子どもたちが本音を出して質問や意見を出し合い、その中で正しい情報や知識を学べるような場を積極的に提供する。
- (c) 職員は園内研修の機会を設け、性をタブー視せず、子どもの疑問や不安にこたえられる力量を培う。

VI 主体性、自律性を重視した日常生活

- (a) 子どもの主体的な自立を図るために、自立支援計画を更に具体化し、個々のニーズの把握、対応の個別化に努める。また、関係機関との連携により、個別的な自立支援を行う。
- (b) 日々の当たり前の養育の営みを丁寧に積み重ね、インケアの更なる充実を図る。
- (c) 小学生の教科外活動では、各種のスポーツ(水泳・体操・合気道)教室、文化活動(習字・英語)に、学びの手応えを感じている。今年度も、積極的に参加、体力向上と技術の習得による自尊感情の回復にも大きく寄与させていく。
- (d) 現代では当たり前のツールになりつつあるスマートフォンを、原則として高校生は持つことができるようにして、自立してから弊害なく使用することができるよう訓練していく。

VII 学習支援・進路支援・就労支援

- (a) 小学生の基礎学力対策として、全児童への学習ボランティアによる週一回の指導

に加え、パソコンによる学習ソフトの活用等で、小学生全体に学習姿勢に良き効果をもたらすよう導く。

- (b) 中学生は、学習塾の活用を促し、部活動との両立を励行する。
- (c) 高校生は、積極的にアルバイトを推奨し、その経験が就労する力へと結びつくよう支援する。
- (d) 平成 29 年度には、1 名の高校生に対し、関係機関の紹介する職場での職場体験を実施することができ、進路選択を考える上での一助となっている。平成 30 年度においても、可能な限りの実施を勧めたい。

VIII 行動上の問題及び問題状況への対応

- (a) CSP、SS の教育プログラムを養育の上に取り入れてから 8 年、職員もトレーナーとしての自信が備わるにつれ、児童は大きく変化してきた（具体的なコミュニケーション、良い結果・悪い結果、効果的な誉め方、予防的教育法、問題行動を正す教育法、自分自身をコントロールする教育法、フォローアップ教育法）。更に成果を挙げる。
- (b) 日課はほぼ順調、施設内ルールも頑張り表の利用によって正すことで大きく乱れる事もなく、暴力行為は許さないということも児童に徹底されてきた。尚も徹底を期す。
- (c) 不登校児童、発達障がい児童等の受入れに、更に対応できるよう、外部研修又は園内研修を積極的に行い、研鑽に励む。

IX 心理的ケア

- (a) 子どもの人柄や事情をよく把握した専門性の確かな力量で、痛める心のケアの成果を期待したい。
- (b) 年に 2~3 回、心理士を中心とした心理的ケア実施対象児童の情報共有、意見交換を行う機会を作り、密な協力体制で児童の支援に臨む。
- (c) 新入所児童には、心理士による心理検査を実施し、その後の支援に役立てていく。

X 家族の支援

- (a) 家庭支援専門相談員をその専任として当たらせて、児童相談所と情報を共有し協議を行い、また市町との協議を通して運営に努める。
- (b) 子どもと家族の関係づくりのために、面会・外出、一時帰宅等を積極的に行い、学校行事等への参加を働きかける。
- (c) 可能な限り家庭訪問を行い、家庭の状況把握に努める。
- (d) 家族との交流の乏しい子どもには週末里親をお願いし、家庭生活を可能な限り多く体験させる。

(2) 自立支援計画・記録

年度初めにおける計画の策定及び中間・最終の評価を必須の事として、児童一人ひとり

とりの自立支援計画を作成する。これは、施設で児童を預かり育てるという最も重要な目的を進めるための、養育指針となるものである。子ども一人ひとりの人となりを十分に認識理解した上で、はじめて間違いない日常の養育活動の基礎ができるのであり、グループで討議し、全体で再度観察評価して方針を定め、最後に施設長、主任の認定をもって、児童ひとりひとりに時間を設け、今年度の自分の支援計画についても児童の意見を聴き、子どもと共有し、場合によっては保護者とも共有しながら、年間の課題、目標に意欲的に取り組めるよう導く。

(3) 権利擁護

- (a) 「全養協倫理綱領、児童福祉法、児童憲章、三重県子ども条例、更に児童虐待の防止案に関する法律等に掲げられている理念を遵守する」を基本理念として、子どもを尊重し、最善の利益のために尽力する。
- (b) 定期的に権利擁護についての園内研修を行い、養育支援の基本とする。
- (b) ライフストーリーワークの県内外の研修から、児童にどう出生と生い立ちの真実を伝えていくかが、子どもの権利の大きな課題として、各施設でもいろいろ検討されている。当施設においても、研修を重ね、誰にどの段階でどう伝えるかの話し合いを続けていく。

入所に当たっては、アセスメントを重視し、時間をかけて丁寧に、そして何よりも担当者との人間関係づくりの上から、2泊3日程度別棟にて仮住まいをさせて、安全、安心な施設であるという気持ちができる限り抱かせ、入所時点からどの子も混乱せず生活に入って安定させ、正式な入所とする。

(4) 関係機関との連携と地域支援

- (a) 施設の役割や機能を達成するため、児童相談所との連携を適切に遂行し、定期的な事例検討を通して、子どもとその家族についての支援や問題解決への取組みを進めること。
- (b) 施設長が市の要対協での代表委員として参画し、地域の課題を共有する。
- (c) 幼・小・中・高・特別支援学校など、子どもが通う学校と連携を密にして、子どもの個性を理解しつつ、その育成に努めてきた。特に、小学校との間には、施設での食事会や行事を通して友好を深め、子どもにとっても良好な関係を深めていく。
- (d) 地域交流と地域支援については、子ども達の学校での友達関係が良好であることから、施設の行事のみならず日頃から、一般家庭の子ども達が施設に遊びに来ることも度々あり、校区内の保護者にも認められていることは喜ばしいことである。また、町内行事も、子どもの数が少なくなってきた時代だけに、互助園の子等の参加で賑やかになることが喜ばれている。更に積極的に地域との関係を深めていく。
- (e) 分園の開設より2年が経過したが、更に地域の方々の理解を得て、地域の中で見

守られ育ててもらえるよう、積極的に地域活動や学校行事にも参加し、関係構築に努める。

(5) 職員の資質向上

- (a) 職員の研修は、担当係を中心に研修計画を作成し、基幹的職員を中心に援助技術の向上を目指す。特に勤務年数を見定めて勤務経験に相応しい内容の研修を順次指名で参加させ、専門知識の技術を習得することで、専門家としての意識の充実が図られるよう配慮して進めてきた。研修後の報告会は月に 1 度まとめて行い、資料等を提示してお互いに認識を高めてきた。更に有効的な報告となるよう工夫に努める。
- (b) 小規模化、地域分散化の中、職員のチームとしての連携も小単位で分離する。家庭的養護を推し進めていく上で、職員が単独化、孤立化して苦しむことのないよう、一手一つの和を大切にする。
- (c) 執行部会議、リーダー会議、グループ会議、グループワーク等を定期的に開催し、職員一人ひとりが主体的に行動できる体制を構築していく。

(6) 施設の運営

- (a) 法人や施設の運営理念を明文化し、使命と役割を反映させ、施設の基本方針の実現に向けた中長期計画を、職員全員参画の下で会議や研修によって徹底し理解を深めた。その中で、今後の基本の方針としての「児童養護施設運営指針」を重要課題と位置付け、5 年・5 年・5 年計画の策定を県子ども課と共同して作成、平成 27 年度からのスタートとなった。この件に関しては、法人本部と相談協議の上、その実現に年度目標を達成する。
- (b) 施設長は自らの役割について責任を明らかにし、養育信念と職員との信頼のもと、施設の運営をリードする努力をしていく。また、運営については、社会的養護の動向、福祉ニーズ、子どもの状況について職員と課題を共有し、改善への取組みを行っていく。
- (c) 人事については、養育支援の質の確保をすべく、基幹的職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、里親専門相談員の専門職員の機能の活用に努めるとともに、法人との緊密な相談のもと、職員体制に落ち度のないよう進めていく。
- (d) 施設実習では、受け入れの担当責任者を置き、マニュアルを提示して受け入れの意義や方針を全職員が理解し、大学と連携しながら、実習の成果が得られるようにはからい、可能な限り多くの実習生を受け入れ、貴重な体験をさせる。なお、実習に先立つての一日、実習生への予備知識として CSP、SS 等の研修をさせて、現場での実習の役立ちとさせる。
- (e) にこにこ広場やにこにこ運動会等の施設内行事は、地域の方々、学校の友達等と交流、理解を深める大切な行事となっている。年々参加人数も多くなるので、更に内

容を豊かにして、地域や関係機関へ参加を呼び掛ける。

(7) 児童養護に職務を持つ者としての信仰的な心構えと児童に対する信条教育

- (a) 乳幼児期は、児童の心の発達にとって極めて重要な時期でもあるにもかかわらず、不適正な家庭環境にて粗末に養育された子どもも多く、そういった子どもは、心の成長が最も深刻に阻害され、深く傷付いて施設に入所してくる。このため、多くの児童の心にある人間不信は、悲しみ、苦しみ、憎しみとなって、本人自身が自覚するかもしれないかに關わらず、時には暴言暴力となって表れてくるのを思案する時、また卒園後の就職先での不安定な勤務状況を知らされるにつけ、職員は真心を尽くしながらも、親神様、教祖におすがりする日々は避けて通れない。この思いから、児童の信条教育の大切さと職員の成人は祈りと共にあることの自覚を深める。
- (b) 毎夕 5：30 のおつとめ、誓いの三条の唱和、そしてひとこと話。
- (c) 教団行事である節会団参、こどもおぢばがえり、教区ひのきしん、全教一斉ひのきしん及び春の学生おぢばがえり等の参加。
- (e) 身上者へのおさづけの理の取り次ぎ。

(8) 特記

(a) 里親支援事業

平成 26 年度から里親支援専門相談員を配置し、里親支援を行ってきたが、今年度も継続して管轄児童相談所地域の里親訪問を行う。また地域里親会とも協働し、里親サロン等を施設で行い、施設が地域交流の場となれるようにしていく。

里親啓発活動の一環として、伊勢市、児童相談所などと協力し、里親制度説明会を行う。また、実習生にも社会的養護における里親制度と施設の役割を伝えていく。

里親施設実習も積極的に受け入れ、里親の養育力向上に貢献する。他施設の里親支援専門相談員とも情報共有など協力し、里親の支援を行う。

また、天理教三重教区里親会の運営にも携わり、行事開催時の託児等を協力して行なっていく。

◎ 運営活動計画

(1) 目標及び年間・月間行事

子どもの健全育成をすすめるため、年間を通して行事及び目標を設定し実施する。

I. よりよい生活を創るために

○つくりあげる喜びの体験と体得

野菜栽培や日常の遊びの中から、様々な経験を獲得する。

○個性をのばす

クラブ活動や地域スポーツ少年団に積極的に参加する。

興味をもつことを生かし、趣味をのばす。

○食育の推進

本園では、生活棟における完全調理の機会を更に増やし、食事をより身近な物に感じる環境を整える。

地域小規模児童養護施設では、引き続き完全調理を実施する。

II. 児童支援（援助）の方策を考える

○児童の親、家族へのファミリーケースワーク

○各関係機関との連携とチームワーク

○家庭復帰と自立（独立）生活への支援

○処遇の一貫性を目指す：情報共有力向上を目指したデータのデジタル化

○個々の能力を尊重した個別の目標を設定し支援する

○組織的なアフターケアの充実

III. 職員の主体性の向上と連携

○グループワークにおける主体性の向上

様々な議題におけるグループワークを通して、意見を出し合い、その上で決定される組織の方針を尊重する。

○職員間のコミュニケーションシステムの構築

家庭的養護の推進とともに、職員が孤立化する懸念がある。テレビ会議、職員間の会合等の導入により、連携力を高める。

<施設事業・児童処遇計画表>

月	社会行事	学校行事	生活指導目標	施設管理等	施設行事	職員研修
4	昭和の日	入学式 始業式 健康診断	学校生活に慣れ る 規則正しい生活	防災訓練	教祖誕生祭 春休み行事 新入学お祝い会	新任研修 施設長学習会
5	憲法記念日 みどりの日 子どもの日	遠足 中間テスト	友達をつくろう 学習時間を大切に	防災設備点検	児童一時帰省 GW行事	主任職員研修 中堅職員研修
6		修学旅行 社会見学	遊びの工夫 学習時間を大切に	設備拡充 防災訓練	夜店見物	三社協研修 中養協研修
7	七夕 海の日	期末テスト 保護者会 終業式	遊びの工夫 夏休みの計画を立てる	設備拡充 夏休み計画 防災訓練	花火見学 子どもおぢがえり	三養協研修 三社協研修
8	山の日 お盆	夏休み クラブ活動	創意工夫 規則正しい生活 計画の実行と反省	夏休み計画 設備点検	夏休み行事 児童一時帰省 残園児行事	
9	敬老の日 秋分の日	始業式 運動会 実力テスト	規則正しい生活 読書に親しもう 体力作りへの挑戦	防災設備点検 防災訓練		性教研研修 三社協研修
10	体育の日 伊勢まつり	遠足 授業参観 中間テスト	うがいの実行 体力作りへの挑戦	児童自立支援計画検討 防災訓練	秋季大祭 にこにこ広場 伊勢まつり	全養協研修
11	文化の日 七五三 勤労感謝の日	文化祭	うがいの実行 時間を守ろう	設備拡充 児童健康診断		三児協研修 三社研研修
12	天皇誕生日	期末テスト 保護者会 終業式・冬休み	うがいの実行 規則正しい生活	冬休みの計画 防災訓練	健康マラソン もちつき大会 迎春準備 児童帰省	中養協研修
1	「元旦」 成人の日	冬休み・始業式 学力テスト	規則正しい生活 うがいと手洗い	進路会議 防災訓練	お正月行事 お節会 春季大祭	三社協研修
2	節分 建国記念の日	学年末テスト	うがいと手洗い 遊びのくふう	防災訓練	節分豆まき	三社協研修
3	ひなまつり 春分の日	公立高校受験 卒業式・終業式 春休み	一年の振り返り 新学期への準備 児童自立支援計画策定	春休み計画 防災設備点検	ひなまつり テーブルマナー 卒園児童お祝い会	措置費担当者会議

（2）家庭的養護及び地域支援に向けた展開

I.二箇所目の地域小規模児童養護施設開設

- 年度初めに、女児児童を対象とした新たな地域小規模児童養護施設を市内に開設し、家庭的養護を推進する。
- 開設にあたっては、地域小規模児童養護施設「ひだまりの家」での経験を十分に活かし、その上で、各施設の特色を出していくものとする。

II.児童家庭支援センターの平成30年度内開所

- 地域の子育て支援に向けて、児童家庭支援センターの開所を目指す。
- 法人と連携の下、人材確保、運営ノウハウの獲得を進めていく。

III.家庭的養護及び地域支援に向けた施設整備

- 本体施設のオールユニット化とともに、自活訓練、一時保護、ショートステイ等のセンター機能強化を目的とした施設整備計画を策定し、実現可能なものから着手する。

平成30年度 事業計画 (案)

保育所

めばえ横浜保育園

事業計画書(案)	保育所 めばえ横浜保育園
----------	--------------

平成30年度・事業計画(案)

1. 運営方針

めばえ横浜保育園は、社会福祉法人天理における運営方針を礎に、めざす子ども像の育成に向けた保育を行うことを目標としている。

【めざす子ども像】

- ・感謝の心を持ち、明るく情操豊かな子ども
- ・朝起き、正直、働きを身につける子ども
- ・互いに助け合い、思いやりのある子ども

2. 保育内容

- ① 充分保育のゆき届いた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- ② 健康、安全などの生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- ③ 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- ④ 自然や社会の事象について興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培う。
- ⑤ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養う。
- ⑥ 様々な体験を通して、豊かな感性を育て、想像力の芽生えを培う。

3. 保育目標

ひよこ	簡単な指示がわかり、立ったり座ったりの基本的な動作が出来るようになることを目標とする。
0歳児	
りす	
1歳児	言葉のやりとりを楽しみ、簡単な身の回りの事が自分で出来るようになることを目標とする。
こあら	
2歳児	基本的な生活習慣が身につき、生活や遊びのルールを知り守ろうとする。少しづつ相手の思いに気付き受けようとする。
ぱんだ	
3歳児	自分の思ったことや感じたことを言葉や体で表現出来るようになることを目標とする。
きりん	人の話を注意して聞き、自分の気持ちを言葉で相手に分かるように伝え、会話を楽しむことが出来るようになる。友だちと一緒に様々な運動や遊びを工夫したりルールを考えたりして遊ぶことを楽しむようになる。
4歳児	
ぞう	
5歳児	異年齢児の子どもに思いやりをもって、声をかけたり遊んだりするようになる。

4. 実施保育事業

平成29年度より土曜保育終了時刻を18:30へと拡大し、利用状況も前年度と比較すると、大幅に増加している。

その他の実施事業については以下の通りである。

- ・障害児保育/特別支援保育
- ・地域子育て支援
- ・地域活動事業
- ・一時保育事業

【保育時間】

	開所時間	短時間認定	標準時間認定
平 日	7:30～19:00	8:30～16:30	7:30～18:30
土曜日	7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:30
延長	*****	7:30～8:30	18:30～19:00
		16:30～19:00	

【平日保育時間】

7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
標準時間認定				延長
延長	短時間認定		延長	
延長	短時間認定		延長	

【土曜保育時間】

7:30	8:30	16:30	18:30
標準時間認定			
延長	短時間認定		延長
延長	短時間認定		延長

5. 年齢別定員と職員配置

平成30年度においては、保育士不足が引き続き懸念されることから、受入定員枠の利用に応じた適切な職員配置の体制を整えていく必要がある。

また、障害児保育に対する職員配置が難しいため、受入については隨時検討していく。

* 平成29年10月現在

クラス 年齢	ひよこ 0歳児	りす 1歳児	こあら 2歳児	ぱんだ 3歳児	きりん 4歳児	ぞう 5歳児	合計
定 員	6	24	30	30	30	30	150名
受 入 予定数	6	24	30	30	24	29	153名
障害児	0	0	0	0	2	1	1名
合 計	6	24	30	30	26	30	153名
保育士 配置数	2	6	6	2	2	2	21名

* 平成29年10月現在

	園 長	保育士	栄養士	調理師	事務員	嘱託医	保育補助	調理補助	合計
基 準	1	21	2	1	1	1	*****	*****	27名
現 員	1	23	3	1	2	1	12	1	44名

6. 防災及び防犯への取組み

広域避難場所での実地訓練、予期しない避難訓練などを活発に行うことにより、様々な問題を提起させ、個々の事案に取組んでいく。また、不審者への対応について、施設の内外を問わず、あらゆる場面を想定し、神奈川警察署との協力関係をもとに、職員への啓蒙活動を行い、防犯対策を構築していく予定である。

7. 給食部門の取組み

- ・ グリーンカーテン(ゴーヤ)と共に野菜の栽培(水やり)を通して、引続き食育活動に力を入れていく。
- ・ アレルギーに対する食品の成分表示をより明確にし、安全に配慮した食の提供に心がける。特に食物アレルギーの園児の保護者に対し、専門医による食物負荷試験を推奨していく。
- ・ 園児との交流を深めていくために、給食室の職員が各クラスで一緒に給食を食べる。
- ・ 前年度に引き続き、行政指導の下、給食材料に含まれる放射性物質の測定検査が定期的に行われる予定である。
- ・ 食育活動の一環として、果物や野菜を展示する。
- ・ 29年度に引き続き、朝ごはんアンケートを実施する。

8. 年間行事予定

月 日	活動内容	目標・成果	月 日	活動内容	目標・成果
4月1日	入園式・進級式	紹介・説明・交流	12月上旬	生活発表会	各学年における表現活動
4月18日	おやさま誕生祭	教祖の誕生を祝う	12月下旬	クリスマス会	伝承行事
5月中旬	春の遠足(子どもの国)	親同士の親睦をはかる	12月下旬	おもちつき	伝承行事
7月1日	プール開き	プールの遊び方を知る	1月下旬	マジックショー	思い出づくり
6月～8月	お泊り保育(年長児)	子どもの自立を育む	2月3日	節分	伝承行事
			2月中旬	作品展・お別れ遠足	思い出づくり
9月1日	防災の日	避難誘導訓練	3月3日	ひなまつり	伝承行事
9月中旬	敬老の集い	高齢者との交流	3月上旬	お別れ会	思い出づくり
10月上旬	運動会	運動する喜び	3月上旬	入園説明会	新入園児向け説明会
10月中旬	お芋ほり	食育	3月上旬	卒園式	終業を祝う
【その他定例行事】					
・身体測定・避難訓練・お誕生会　・歌唱指導(3歳～5歳児)(月2回)　・絵画指導(5歳児)(月3回) ・英語で遊ぼう(5歳児)(月2回)					

9. 実習生の受入

次世代の保育者を育てるために、積極的な受入れを行っていく。

10. 研修

- 職員の資質向上を目標に、関係機関の研修への参加を主軸に、活発に取組んでいく。
- 近隣小学校の体育教諭との交流。

11. 改修工事について

平成30年度は、5歳児クラスに床暖房設備を整える予定である。また、屋上のゴムチップが経年劣化により、剥離している部分が目立ち始めているため、ここ数年の間に改修工事を行いたい。

12. その他

- 年々増加傾向にある発達障害児への理解を深め、東部療育センター並びに神奈川区役所との連携を図りながら、職員への啓もう活動を推し進めていきたい。
- 引き続き「体いきいき通信」を発行。
- 地域交流　　町内運動会／インディアカ／盆踊り／グランドゴルフ